

議事日程（第2号）

平成26年3月10日（月）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 新関善三君	9 番 菅野正彦君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	仲江泰宏君	生涯学習課長	丹野雅直君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書 記	橋本文雄
--------	------	-----	------

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 高橋真一郎君、4番議員 鳴原利光君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

12番議員 高野善兵衛君の登壇を求めます。高野善兵衛君。

○12番（高野善兵衛君） 皆さん、おはようございます。私にとっては久々の質問でありますので、花も実もあるご答弁を期待しております。よろしくお願いします。

さて、東京電力原発事故以来、今もって山木屋、それは何の変形も見られない放射能によって、ふるさとを後に避難という二文字に強いられて、あの広大な自然の中での生活から、今は身動きにも困難な狭いところで不平不満を堪えていなければならない避難生活の方々に対し、心からお見舞いを申し上げ、通告してあります次の質問をいたします。質問項目の(5)番と(6)は併合して質問いたします。

町の復興取り組みについて。

1つ目、復興とは元どおりになることであるが、避難者が復興住宅に入居して元の生活に戻ったと町は考えているのですか。

2つ目、原発事故以来、不安と不満を抱え避難生活を強いられている方々のためにも、原発事故を起爆剤として政策立案を展開する考えはないのですか。

3つ目、復興の停滞感を打破する、ピンチをチャンスに変える事業は考えてもらえないですか。

4つ目、目に見える代わりの復興こそが避難者の心のよりどころ、支えであると考えますが、この考えはできませんか。

5つ目、復興したくとも、これは帰還したくともできない避難者に対し、小規模農地つき居場所を提供することこそ代わりの復興であり、これは代復興であり、避難者の夢と希望を与える礎とは考えられないですか。

以上を一般質問と私はいたします。よろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆さん、おはようございます。今日から一般質問となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

はじめに、12番 高野善兵衛議員のご質問に答弁をいたします。

1点目の「町の復興取り組みについて」の(1)、「復興とは元どおりになることであるが、避難者が復興住宅に入居して元の生活に戻ったと町は考えるのか」についてのご質問でございますが、避難者一人ひとりの生活が再建されてこそ復興であり、一人ひとりに寄り添う人間本意の復興の観点から、一日も早い再生復興に取り組まなければならないと考えております。このため、単に前の状況に復旧するのではなく、元気と笑顔に満ちた安心して暮らせる地域を取り戻し、更に次の世代に引き継ぐべき豊かな自然を回復するため、長期的な展望に立ち、住民相互の絆を一層深め、文化的、経済的に発達した新たな地域社会の創出を目指すことが重要であると考えております。このことから、原子力災害により避難指示を受けている長期避難者の方々が、仮設住宅等から低廉な家賃で入居できる復興公営住宅を整備していることにつきましても、復興に向けた生活再建の第一歩と考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、(2)、「原発事故以来、不安と不満を抱え避難生活を強いられている方々のためにも、原発事故を起爆剤として政策立案を展開する考えはないのか」についてのご質問でございますが、復興計画におきましては、マイナスからプラスへの復興を目指すこととしております。山木屋地区をはじめ、町全体として原発事故により被ったマイナスの状態をゼロの状態に戻すことが最優先の課題と考え、これまで計画的に除染を行い、町民の方々が放射線におびえず、安心な日常生活を送ることができる環境を取り戻すことや、ホールボディカウンターなどを活用した適切な健康管理、食の安全を守るための農地除染や食品検査体制の充実、農産物をはじめとした福島県全体の経済活動に大きな支障をもたらしている風評の払拭など、各種事業に取り組んできたところでございます。今後は、次のステップとしてプラスへの復興へつなげていく必要があることから、来年度当初予算において役場新庁舎、新役場庁舎の建設をはじめ、復興公営住宅や子どもの屋内運動場の整備、昨年度に引き続き実施する除染が完了した町道の舗装に対する経費などを計上し、一日も早い本町の復興を目指す考えでありますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、(3)、「復興の停滞感を打破する、ピンチをチャンスに変える事業は考えられないのか」についてのご質問でございますが、町では復興計画に基づき、特に原子力災害により著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興や地域の特性に即した自主的かつ主体的な復興に向け創設された復興交付金事業をはじめ、復興体制を加速するため、避難解除区域の住民の帰還を促進するための取り組みや、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制、保全対策を行う原子力災害避難区域等帰還再生加速事業などを活用し、復興に向けた各種事業に取り組んできたところでございます。今後は、長期避難者への支援に加え、地域の生活環境の向上を図り、活力ある地域づくりを加速するとともに、地元の様々なニーズにきめ細かく対応できるよう、平成26年度から創設される福島再生加速化交付金を活用し、これまで以上に整備を、復興を推進したいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

す。

次に、(4)、「目に見える代わりの復興こそが避難者の心のよりどころ、支えであると考えerかどうか」についてのご質問でございますが、東日本大震災の発生から3年が経過しますが、いまだに多くの住民の方々が応急仮設住宅、借り上げ住宅などでの生活や、地元を離れての避難生活を強いられております。また、放射線による健康不安や生活の再建など、いまだ多くの切実な課題に直面しているのが現状であります。特に高齢者が多い応急仮設住宅につきましては、高齢者自身が明るく健康で生きがいのある日常生活を送られるよう、避難されている方々が安心して暮らしていただけるよう、お互いが声をかけ合い支え合う、心の通ったコミュニティの形成が重要であると考えております。このことから、各地域の実情に合わせた避難者の居場所づくりや生きがいづくりに向け取り組んでまいる考えでありますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、(5)、「復興したくともできない避難者に対し、小規模農地つき居場所を提供することこそ代わりの復興であり、避難者に夢と希望を与える礎とは考えられないのか」についてのご質問でございますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故により農用地の被害の拡大、甚大さに鑑み、営農団地を造成し安全安心な農作物を生産できる農地を造成するとともに、これまで農業に関わってこられた被災者の方々が夢と希望を持ち農業をできるよう、川俣町営農団地につきましては、平成24年10月に開催された第10回川俣町議会臨時会においてご審議をいただいてきたところでございます。しかし、川俣町営農団地基本構想にかかる策定業務委託料5,438万1,000円を含む議案第69号「平成24年度川俣町一般会計補正予算(第5号)」につきましては、審議の結果否決された経過があり、また、実施にあたっては約25億円から26億円の膨大な事業費が見込まれ、財源の手当もないことから、本事業への取り組みは困難と考えておりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、「営農団地の造成は考えられないのか」についてのご質問でございますが、被災者のための営農団地の造成につきましては、ただいまの「復興したくともできない避難者に対し、小規模農地つき居場所を提供することこそ代わりの復興であり、避難者に夢と希望を与える礎とは考えられないのか」について答弁をいたしましたとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げまして答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 高野善兵衛君。

○12番(高野善兵衛君) この復興ということを分析すると、物的と精神的に分けられると私は思いますので、まずは復興とは元通り盛んになることであり、復興の前に復旧としなければならない。復旧するには、まず住むところが必要である。長年空き家になり壊れた建物に戻ったとしても、農業の所得にはつながらない、すぐにはつながらない。そういうことの観点から、元に戻れない、戻りたくても戻れない、すぐに住むことができない、そういうことに対しては、どのように考えておりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁は誰ですか。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

元に戻れない、すぐに戻れないことに対しては、どう考えているのかというご質問でございますけれども、ただいま町長の答弁にもございましたが、避難区域で山木屋へ戻れない現時点では、復興公営住宅を整備しまして仮設住宅からより良い住環境に向上させることが復興の第一歩ということで現在考えております。復興公営住宅の整備が復興に向けた第一歩というふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○12番（高野善兵衛君） 町長の答弁の中に、最初に出てきた言葉の中には、「単に前の状況に復旧するのではなく」という言葉がありますが、そうなった場合は、前に戻らなかったらば、あの土地はどうなっちゃうのかと、そういうことも考えるようになってしまうと私は思ひます。そこで、川俣精練跡地に復興住宅40戸を整備することは、この際、町営住宅を建てる、このことと、避難している方々の個人的な復興にはつながらないと私は考えていますので、避難されている方が入居したとしても、それは一時的な雨宿りのようなものではないかなと私は思ひます。避難者各人、各家庭、家屋の復興にはならないと考えますが、避難者に対する復興効果はどのように考えておりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） ご質問に答弁いたします。

現在進めている復興公営住宅については、一時的な雨宿りのような事業であつて避難者に対する復興の効果はあるのか、とういいうお質しでございますけれども、仮設住宅での生活が長期化しておりまして、現地点で避難が解除されない状態でありまますので、町といたしましては、より住環境を復興させる、このことについても復興の第一歩と考えておりますので、繰り返しになりますけれども、復興公営住宅の整備については復興の第一歩ということで進めてまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○12番（高野善兵衛君） そうだとすると、今度、家賃の問題になるんだけど、山木屋の人たちは自分の家にいるときは家賃なんかは出すことなかったわけですよ。

今、仮設にいと、それはないと思ひんだが、今度、公営住宅に入るんだとういことになると家賃がかかると。しかも最高の家賃のところを見ると10万8,000円にもなると。そんな高いところの家賃を払って住むような人はいないと私は思ひう。とういのは、そんな家賃を出すのなら、ローン組んで新しい家を造ったほうがいいよと。今の若い人たちは、もう5万円の家賃を出すのなら我が家を持ったほうがいいんだと、とういいうふうな考えでいるこの世の中です。この点は、どのように考えるか。やはり復興とういことになれば、もっともとその家賃のほうも考えてやる必要があるんでないかと思ひますが、いかがですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

復興公営住宅につきましては、所得に応じた家賃の負担をお願いするようになります。ただ、この家賃につきましては、東京電力の賠償の対象になっておりますので、最終的には個人の負担はなくなるところでありますけれども、その費用でローンを組んで住宅を建てたほうがいいんじゃないかという、そういう考えも一つにはあると思いますけれども、家賃につきましては、応分の負担をお願いして、その費用については賠償の対象になるということでご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○12番（高野善兵衛君） 家賃は、そうすると最後には戻ってくるということでございますので、分かりました。

次には、精神的な面からに移りたいと思いますが、現在、福島県民が避難されている数は、NHKの調査では13万人と発表されていましたが、川俣町では現在何人ですか。また、その町内、町外に分けてお答え願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁は誰ですか。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

今、手もとに持っていないので、今、調べたいと思いますが、時間いただけますでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君、今の答弁は後回しでいいですか。これがないと前に進まないというのは。

○12番（高野善兵衛君） 後で教えていただいて結構です。

○議長（佐藤喜三郎君） では、進めます。

○12番（高野善兵衛君） 次に、避難者の中からも震災関連死者が想定されますので、現在、福島県内では震災関連死者の数は1,671人と発表されてましたが、川俣町内の数はどのくらいになっておりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 質問者にお伺いしますが、今の数字とかは後の質問につながるということでいいですか。数字が分かればいいということですか。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

相談が58件ありまして、今のところ認定になった方は14件になります。

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○12番（高野善兵衛君） 長引く仮設住宅環境が原因とされているPTSD患者、その予防策は川俣町としてはどのように実施されておりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今のご質問、避難が長引くに従って仮設住宅でも精神的なケアが本当に求められております。そんな意味に対処するために町といたしましては、保健師を増員しま

して定期的に仮設住宅などを訪問し、また借り上げ住宅などに訪問し、また状況確認のための民生委員の方々の会議等でもお願いをしながら、その現状把握をし、その対応策を遅れることないように立てるための今、活動を今やっているところでございます。なお、この件につきましては、県の福祉事務所のほうでも、県のほうからのご支援をいただきながら対応しているところでございます。とにかく、心のケアをしっかりとやっていかなくちゃならないと、そんな思いで対応にあたっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） このPTSDの件につきまして、ご答弁申し上げます。

川俣町教育委員会といたしましては、仮設住宅にお住みになっている多くの高齢者の方々のそういう精神的な問題については、やはり子どもを活用して訪問させて、老人とのふれあいの機会を多くするということで、被災以来、春と秋2回でありますけれども、幼稚園の子ども達を仮設住宅に連れてまいりまして、老人とのふれあいをしているところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○12番（高野善兵衛君） 誠に、それは重要でありがたいことだと私は思って、今聞いていました。それと同じようなことでありますが、居住者、避難者の居住場所は、避難前の面積の10分の1から20分の1と言われて、それが原因で70%の人がストレスを感じているといわれている。こういったことも一つの、今言ったPTSDの患者につながってしまうんだという学者もおります。これらのことも解消するためには、やはり仮設に閉じこもってばかりいないで、何か外に出てのびのびと空気を吸ってもらえるような、そういう事業こそがまた大切でないかとも思われますので、そうした予防策や解消策はどのように考えていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問、仮設住宅に入居される方の予防策、健康の予防策ということでございますが、現在、保健センターを中心に、1つには男の方を対象とした料理教室とか、あと、また、これも男の方を対象とした生き生き元気体操といいますか、いろんなストレッチとかを組み合わせた体操の事業とか、そういったものを行っておりまして、また、そのほか県のほうとも連携をしながらいろいろと心の悩みを相談する場を設けたり、そんなことで事業展開しているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○12番（高野善兵衛君） 避難されている方の中には、聞くところによると他市町に向けて土地を探し求めていると聞いていますが、そうすると、ますます今度は人口が減少してしまうのではないかと。それを食い止めるためにも、どのような考えをしているのか。土地を買うなどということではなくて、人口減を少なくする、人口減を食い止める方法としては、どのようなことを考えているのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今の高野善兵衛議員の質問でございますけれども、復興公営住宅の対応もしっかりとやっていくこと。そして、また土地を求める動き等もあることも事実であります。そういったことに対応するために、今現在町のほうで考えておりますことは、川俣精練跡地に40戸の復興公営住宅を考えておりますが、更に川俣町内に復興住宅を求めている飯舘村のほうからの要望も出されております。これは62戸なんです。ありますが、それらと、山木屋の方との必要とする戸数を今、県のほうと調整しておりますが、その場所を川俣町の壁沢地区に考えておりますが、そのところにも住宅の宅地造成も併せて考えることで今、県のほうと調整をしているところでございます。また、今般、議会のほうでも説明申し上げましたが、川俣町内に避難されている方、山木屋の人に限らず飯舘も浪江も含めて、そういったことが町内に土地や建物を求めた場合のかかる固定資産税は、現在、制度上減免になっておりますが、不動産取得税は課税になっておりますので、不動産取得税について町のほうで支援をして、川俣町の住宅なり建物なりを求めることについてのソフト面の支援をしていきたいと、そんなことで考えて、両方二本立てで今その対応対策を立てることにいたしましたところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○12番（高野善兵衛君） 質問を整理すると、物的面と精神面を合わせた本当に復興につながる事業は、帰りたくとも帰れない避難者はもとより、川俣町の将来に及ぶ復興を根源とした仮の代復興、農地付きの営農団地のほかにはないと私は考えております。ここで、福島再生加速化交付金というの、1月7日に政府のほうでこれは発表しております。その中には開墾も入っております。農地の暗渠排水も、そうしたのも全部入っていると。そういうものを利用すればいいんでないかなと。その発表前に町長が答弁された議会に出したらば、これは否決されたんだということは、その前だったから、こうした国の交付金が発表された後に、もう一度考え直す、そうしたことはできないか。もう一度答弁お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

営農団地等については、先ほど答弁したとおりでございますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、避難されている方々の営農につきましては、もう既にやる人たちについては川俣町内、あるいは近隣の町村も含めての土地を求めることについての支援策などを執りながら進めておりまして、それぞれが今既に動き出しているところでございます。また、新たに営農団地ということについての声は、私どもはちょっと聞いておりません。そんな中からも考えまして、今、大事なことは、山木屋の皆さん方が戻る環境を早く取り戻すこと、山木屋のあの広大な農地をあのままにしておくんじゃなくて、これはしっかりと除染をし、またものを作っても安心して作れるもの、そして、また外に出しても信頼できる生産物を作っていく体制づくり、環境づくりが私は大事だと思っております。そんな意味で、除染も農地

の暗渠排水等も含めたマイナスからプラスへの、今までよりも水田等も使いやすくなる、多面的に使えるような内容を含めた除染事業に今、国のほうに要望し取り組んでいるところでございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○12番（高野善兵衛君） 私の質問事項の中にはなかったんだけど、町長さんのほうから、この答弁書の中に新役場庁舎の建設をということを答弁いただきましたので、この点にちょっと触れさせていただいていいですか、町長さんのほうから、その言葉が出ましたので。

○議長（佐藤喜三郎君） ピンチをチャンスにというあれにつながるんですね。

○12番（高野善兵衛君） はい。ということは、私の考えでいうと、この山に囲まれたぽつんとすり鉢のような町に、今もってこれから庁舎建てるというと、これはもう何十年、あるいは100年先にも残るような、そういう建物であると私は思っています。そうなったときに、この町に一歩足を入れたときに、あららというような、そういう建物があったほうがいいんでないかと。それこそ復興の目玉とするにはどうあるべきかと、平屋の長い66メートルの長いものを造るのは、もう長い建物となっているのは工場、昭和30年代くらいの工場の建築のときの話であって、現代社会は今テレビでもいっているように、日本の国で一番高いビルは300メートルだと。大阪にあるんだということを発表されました。やはり上に延ばすという考えになれば、これは最高に目玉商品としては、復興の目玉としては最適でないかなと私は考えています。そういつて、じゃ、どんなものを考えているのかというのと、やはり66メートルとなると10階以上になっちゃう、そんな高いものは要らないとしても、やはり一番上のほうはホテルにして、2番目は、今度レストランにしてというふうな、そういうふうな今度建物にしておけば、7階か8階くらいで止めておけば、他から来た人も、あららとびっくりするということ。また、その2つを貸しておいたために、それを積み立てておけば、やがては建て替えするときには借金しなくとも、それは建て替えできるような、現代でいうマンション式のような、そういうふうな考えになれば、もっともっと川俣町の代復興ができるんでないかと私は考えておりますということを述べて、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、1番議員 村上源吉君の登壇を求めます。村上源吉君。

○1番（村上源吉君） おはようございます。1番議員の村上源吉です。

東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故から、もう明日で3年が経ちます。川俣町が復興計画で示した事業が予算には載っかってきた面もあるんですが、まだまだ形になるのには程遠いのかなと思います。避難者の方々の苛立ちが増すばかりと察します。復興事業が遅れることなく実施されますよう、町当局の考えを伺います。

更に、2月8日と15日の大雪についての対応対策と、今後の取り組みについても伺います。

大項目の１点、防災計画と対応対策について伺います。

細目の１、今回の大雪による被害件数は。

２点目、今後の大雪に対する課題は。

第３点目、ゲリラ豪雨等に対する対応は。

大項目の２、復興計画等について伺います。

(1)、アンケート調査に基づいた計画で進んでいるか。

(2)、町外に土地家屋を求めた避難者の数。

(3)、山木屋地区の除染後の農地の管理は。

(4)、スマートコミュニティ計画の進捗状況は。

以上、大項目２点、細目７項目について、町当局の考えを伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） １番 村上議員のご質問に答弁をいたします。

「防災計画と対応策について問う」の(1)、「今回の大雪による被害件数は」とのご質問でございますが、建物被害につきましては、３月３日現在で１１件の被害となっており、雪の重みによる屋根の損壊や倒木等による被害でございます。次に、積雪に関する相談、被害は６件ありまして、１件目は老人一人暮らし世帯における屋根の積雪に関する不安の相談でありましたが、町の職員が訪問し、状況を確認したうえでご親類の方へ連絡するとともに、消防団による建物の監視も行ったところでございます。２件目は、停電発生と屋根への積雪により屋根がきしむ音がすると申し出を受け、１世帯２名の方に対し自主避難の支援を行っております。なお、自主避難は１日のみでありました。その間、消防団に留守となっている自宅の定期監視を行っていただいたところでございます。３件目及び４件目につきましては、積雪により自宅に取り残された状況に関する相談であり、ご親類の方から連絡がとれず安否が確認できないとの相談があったものの、また、安否は確認できたものの、常用の薬が切れてしまったため、その薬を届けてほしいとの相談でございました。いずれも警察署への支援を要請し、スノーモービルを手配し、安否確認及び薬の送達を行ったところでございます。５件目は、自宅の除雪作業中、屋根からの落雪が直撃し、骨折する重症を負い救急搬送された件でございます。６件目は、自宅進入路が積雪のため通行不能となり、１１９番通報による救急搬送を要請するにあたって、救急車が入れないとの相談でございまして、除雪により対応したものでございます。

続きまして、停電の被害でございますが、降雪が最も激しかった２月１５日の午後１０時現在で３７８戸の停電がございました。それ以降、２月１６日の午後９時現在で３００戸、２月１７日の午後６時現在で１１７戸が停電という状況でございましたが、１７日中には全戸が復旧をいたしましたところでございます。

次に、(2)、「今後の大雪に対する課題は」についてでございますが、大雪により深刻な交通障害が発生したことが最大の課題ととらえております。今後の対応につきましては、委託業者との協議、検討を進める効率的で迅速な除雪作業の実施に努

めることに加え、積雪により身動きが取れない方々に対して速やかに状況を確認し、対応できる体制を整備することと考えております。例えば、今回現場へ急行するため、警察署とともにスノーモービルを活用しましたが、今後、警察署、消防署等との連携を進め、状況の確認、把握、一次避難の支援、必要な物資の送達など、緊急に必要な対策が実施できるような体制の整備に努めてまいる考えであります。

次に、(3)、「ゲリラ豪雨に対する対応は」につきましては、これから春を迎え、夏に向けゲリラ豪雨に注意を要する季節となってまいります。短時間のうちに激しく雨が降り、河川、水路の増水、崖崩れや土手の崩落など等の被害をもたらすことから、こうした危険にさらされる前に避難等の行動を起こすことが重要となります。そのため、住民の方へ避難情報等の周知手段の確保や、町内における危険箇所の周知に努め、住民の安全の確保を図ってまいりたいと考えております。具体的には、土砂災害警戒区域と浸水区域等をまとめた防災ハザードマップの活用を引き続き呼びかけていくことであります。このハザードマップには、危険箇所に加え土砂災害の特徴、災害時の持ち出し品等も記載されており、更に、家族で避難ルートや避難場所等を話し合い、改めて記載し確認できるよう、我が家の避難経路といったページを設けておりますので、有効にご活用いただけるものと考えております。また、こうしたソフト面の対策と併せて、たびたび増水する側溝等の危険箇所についても順次改良工事を行い、水害防止にあたっているところであり、今後とも風水害、雪害、震災など、自然災害に対する防災対策に努めてまいる考えであります。

次に、2点目、「復興計画等について問う」の(1)、「アンケート調査に基づいた計画で進んでいるのか」についてのご質問でございますが、住民意向調査につきましては、原発事故の被災により避難している山木屋地区住民を対象に、復興庁、福島県及び町が共催で実施したところでございます。調査の概要につきましては、調査対象は山木屋地区全世帯の551世帯、調査期間は平成26年1月15日から1月29日までであり、主な調査項目につきましては、復興公営住宅への入居意向、将来の意向等でございます。その結果、回答者数は322世帯、回収率は58.4%となっており、平成26年2月28日には、調査結果の速報版が公表されたところでございます。速報版によれば、居住制限区域の全世帯及び避難指示解除準備区域のうち、避難が長期化せざるを得ない18歳未満の子育て世帯を対象とした復興公営住宅の入居希望につきましては、入居を希望するが24%の29世帯、現時点では判断できないが42%の50世帯、入居を希望しないが32.8%の39世帯となっております。なお、入居を希望するの29世帯の中には、入居者数の関係から複数個の住宅入居を希望している方があり、現時点における町内の復興公営住宅への希望入居戸数は35戸の状況であります。このことから、町から強く要望し、避難指示解除準備区域の子育て世帯の入居を可能とした川俣精練株式会社跡地に予定する町営の復興公営住宅につきましては、戸建て住宅40戸で整備を推進しておりますが、最終的な建設戸数につきましては今後示される詳細な調査結果等を踏まえ、壁沢地内に整備を計画している県営の復興公営住宅において戸数の調整を図る

こととしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、(2)、「町外に土地家屋を求めた避難者の数は」についてのご質問でございますが、町外に土地及び家屋を求めた被災者数につきましては、土地家屋借り上げ住宅を含む仮設住宅等使用終了届により2世帯は明確になっておりますが、実際には移動の手続きを取らず町内に住所をおいたまま土地及び家屋を購入していることも考えられるため、把握が困難な状況であります。なお、今般実施された住民意向調査結果の速報版によれば、山木屋地区に戻らない場合に今後居住を希望する自治体はの問いに対し、川俣町内が39.5%の17世帯、福島市が46.5%の20世帯、郡山市、本宮市、桑折町、三春町、県内その他の市町村及び県外が各々2.3%の6世帯となっております。

次に、(3)、「山木屋地区の除染後の農地の管理は」についてのご質問でございますが、山木屋地区においては原子力災害に伴いすべての住民が避難していることから、農用地及び農業用施設の管理ができず、暗渠排水の目詰まり、水路の洗掘、法面の崩れなどの被害が発生し、営農再開の支障となっております。そのため、町といたしましては、マイナスからプラスへの復興を目指し、除染を兼ねた暗渠排水、用水路、排水路等の整備を行い、農業の復興を図るとともに、農業生産性の向上や担い手農家への農地利用、集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向け、復興交付金等事業にある震災対策戦略作物生産基盤整備事業を推進することとしております。また、除染及び暗渠排水等の整備後においては、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目のない支援を行うため、福島県の営農再開事業に取り組みたいと考えているところであります。

次に、(4)、「スマートコミュニティ計画の進捗状況は」についてのご質問でございますが、町では再生可能エネルギーを活用した安全安心で暮らしやすいまちづくりを推進するため、川俣町スマートコミュニティ推進委員会を設置し、平成24年度につきましては、スマートコミュニティ事業化可能性調査の成果報告書を取りまとめたところでございます。今年度につきましては、特に避難区域に指定されている山木屋地区の様々な課題を解決するため、山木屋地区の現状を踏まえたうえで災害に強いまちづくりを目指すほか、再生可能エネルギーを導入し、山木屋地区の発展を支える施設の整備、農業を中心とした産業の復興、安心して暮らせる生活環境の実現など、復興交付金事業である都市防災総合支援事業を活用して、山木屋地区復興まちづくり基本計画を策定しているところでございます。また、計画の進捗を住民の方々に実感していただけるよう、太陽光発電事業につきましては、太陽光パネル設置、用地の造成等について、既に検討を始めているところであります。加えて、避難されている方々が帰還する際に良好なコミュニティの形成維持や、高齢者等の総合的、包括的サポートなどのソフト面につきまして、きめ細かく対応する必要があることから、生活の拠点施設といたしましてコミュニティ施設、診療所等を兼ね、そういった複合施設につきましても、実際に利用される山木屋地区住民の方々に対し、施設の使用や活用方法等についてご意見をいただいているところであ

りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 何点か再質問させていただきます。

この答弁書では、前回、全協で出された農業施設関係と山木屋等が抜けていると思うんですが、この把握をできるだけ早くして町の支援策等もするべきだと思うんですが、全体把握はいつ頃までにできますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

建物被害等については、山木屋地区も入っております。雪の相談件数についても、山木屋が2件、建物についても山木屋で2件ほど入っております。農地については、産業課のほうで把握しております。全体的なものについては、今後行政区長、連絡員、民生委員とか消防団の方をお願いをし、確認をしていただいて報告をしていただくということで今考えてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 2点目の今後の大雪に対する課題はということで、いろいろあるんですが、まずは、除雪用の川俣町の業者関係が、どのくらい委託された場合の作業をする台数があるか町では把握していますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご答弁申し上げます。

現在、町道等の除雪体制ですが、建設業10社と、あと町直営で機械1台となっておりますが、町内建設業者の機械数については、現在ちょっと資料を持っておりませんので、後ほど調べてご答弁したいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 今現在は山木屋地区が避難しているということで、多分幹線道路は掃くと思うんですが、細部にわたった町道等がかなり遅れて掃いていたということで、飼っている動物ですか、犬、猫、仮設に連れてこられないから置いて餌をくれに行くということでしたんですが、かなり除雪の時間がかかっていたという非難もきていたんですが、やはり町全体のやはり稼働できる機械の台数とか、そういったものがはっきり把握していないと、やはりどう対応していいか、まず分からないと思うんですよね。そうした場合、今後、山木屋の人たちが帰還した場合、町は防災計画の中で、やはりどれだけの機械の台数とか、そういったやつを把握しなきゃならないと思うんですが、その辺の今後の対応はどのように考えていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

雪については、今回、防災計画には反映されておりませんが、今後、来年度以降になりますが、その中で計画見直しをしながら、そういった業者、機械等についても把握しながら除雪に向けてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 民間が、一時、バブル時期には機械を展示場ぐらい持っていた経緯があるんですが、今現在はバブルもはじけたと同時に、ほとんどの重機はリースに頼っているという現状があるわけですが、そんな中で、やはり業者にすべてですか、機械を買って持っているというような状況では業者のほうも大変だと思います。一番除雪に性能がいいのは、今現在では多分ラッセル車式でないものに限ってはホイールローダーかと思うんですが、ホイールローダーは、この辺ではダンプに積み込み等、そんな程度しか仕事には使いません。あとは、バケットと排土板を交換して除雪をするといった場合に、そのホイールローダーの機械がすごく高いんです。そうした場合、町として機械の確保をリースとかそういったものに頼っていくのかどうか、ひとつその辺の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 答弁申し上げます。

確かに除雪に関しましては、機械及び人員が不足をしてきている状況でございます。今後、町といたしましては、除雪に向け、機械の確保等も考えて今後検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。
(午前11時00分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

(午前11時15分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、建設課長、答弁漏れに答えていただきます。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 先ほど、除雪の機械の台数ということでご質問いただきましたが、直営の機械を、川俣町所有の1台を含めて全部で27台となっております。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、一般質問を続けます。村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 今、答弁いただいた総数27台の中には、まず、これ国県道まで請け負っている業者もあるので、やはりその辺もかなり除雪の厳しさがあるのではないかなと思いますので、その対応をよろしくをお願いします。

続きまして、今回の雪害で町はどんな補助とか、そういったものの考えは持っているのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

町からの補助ということでございますが、宅地関連の制度がまだ残っておりますので、それについては対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 3 点目のゲリラ豪雨に対しての対応、対策なんですが、昨年度より今年度実施している除染が、かなりきれいに山の表土まで住宅地の裏等ですか、かなり除染がきれいになっていると。多分、今後、町道関係もかなり 2 メーター法面とか、そういったものがきれいになってくれば水の走りがかなり早くなると思うので、その辺の場所等をよく把握していただきたいと。

それと、もう 1 つ要望なんですが、やはり今回の雪害とか、そういった今後は豪雨対策とかが発生する恐れがあると思うんですが、やはりこういう災害については対策本部があるので、やはりその辺の本部のほうで人的から機械的、そういったものの総合的なものを検討すべきでないかと思うんですが、その辺、考えを伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

今回も災害対策本部のほうで対応してまいりました。建設課については全員が出てきたということになりますが、今回、総務課の職員、そして各課長に連絡をいたしまして人員の確保をしてございますので、今後もそういった全体的なことを考えながら対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 次に、復興計画等についてなんですが、まず山木屋のアンケートですか、あとは次に集計表ということであるんですが、今回、復興公営住宅ですか、そういったやつには戸数はある程度反映されたのかなと思いますが、ただ、いろんな敷地の面積、あと間取り等、その辺がちっと足りないのではないかなと思うんですが、今回、議会のほうに示された復興公営住宅の敷地面積と間取りですか、早く言えば 1 戸に付き駐車場 1 台というような提示があったんですが、その辺、全然反映されていないんですが、それは山木屋の住民との話し合いの上にこういう形になったのかどうか、お聞きしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

お質しの復興住宅の間取り等については、地域の皆さんの意見を反映したのかという質問でございますけれども、この復興公営住宅の整備につきましては、国の生活拠点形成事業の補助を活用して、交付金を活用して実施をする事業でありまして、その構造等についても一定程度示されておりまして、現在 3 L D K で約 7 8 平方メートル、坪数で 2 3 . 6 坪ということで、敷地の全体の面積から一部 2 階建てということで、この意向調査、アンケートの実施に際しましては、そういった間取り等もお示しをして、一方的ではありますけれども、町で計画している住宅の構造、間取り等についてはお示しをして意向調査を行っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 間取り等は国うんぬんの指導うんぬんということで、ある程度は分かるんですが、ただ敷地の面積と駐車場ですよ、こういったものが要望とか

なりかけ離れているわけなんですよ。私も、ある程度ずうっと見せてもらったんですが、最低２台と、多い人は１０台なんて書いた人もいるんですが、これは事業主さんか何かだと思ったんですが、まあ２～３台はほしいというものがあるんですが、今後、面積と戸数等々を示したわけなんですが、戸数減らしても、そういった駐車場の場所等を確保する、見直す考えはありませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

復興公営住宅の駐車場の整備の件についての質問でございますけれども、現在、計画している１戸当たりの敷地面積については１５５平方メートルから１６６平方メートルということで、質問にございましたとおり、現在は１戸当たり１台の駐車スペースということで基本的に進んでいますけれども、１戸当たり２台置ける方向で検討しますとともに、住宅だけでなく、その一帯に駐車場の確保ということも今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○１番（村上源吉君） 示された図面では、南側、北側あるんですが、北側の建物がどうしても道路寄りに、多分日照の関係だと思うんですが、北側に面した道路には、とても１台入れるにも窮屈なスペースなので、その辺をよく考慮して検討、見直すということなので、その辺をよく検討してください。

２点目の町外に土地、家屋を求めた方々の件なんですが、町では、まだ２件だけだということなんですが、町には生活支援センター、これは原災のほうにあるのかな。そういった場合に、いろんな相談があったと思うんですが、私も前にも質問したんですが、要するに自分で家を建てるから土地を世話してくれといった場合に、役場の土地ばかりでもなく、民間の持っている土地と不動産屋等々の土地等も把握するようと言ったんですが、こういった届出があった２件だけで、あとのやつが全然分からないというのは、やはり窓口となっている支援センターとかそういったところで常に山木屋の避難者とのコミュニケーションが足りないんじゃないかなと思うんですが、その辺どのように支援センターはコミュニケーションを取っているのか、ちょっと伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今回の土地の斡旋、又はその部分でありますけれども、コミュニケーションが足りないのではないかなというようなお質しでございますが、今、議員お質しのとおり、そういう部分についてのご相談等々につきましては、原災課のほうでは受けていなかったというところが、まずございます。そういたしますと、町のほうで今ご質問ありますように、土地を所有しているところというのは限られているところもあります。また、民間は民間の部分でのお話というのが進んでいるのかなということで、認識をまずしているところでもあります。また、あといろんな部分でご相談があるというものであれば、今言われました不動産等々に活用している会社等もありますの

で、そういう部分についてはご相談を申し上げ、いろいろと案件等についてはご提示をしたいというようなことは今後してまいりたいと思います。今後、お質しの件につきましては、十分、原子力災害対策課のほうの相談のほうの窓口でしっかり対応ができるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） はっきり言って、かなりの私の耳にも入ってくるんですが、かなりの方が福島市の飯野町、あと福島南向台とか、そちらのほうに土地家屋等を求めたという方々がいるわけなんですね。そうした場合に、やはり避難者を川俣町内にどうしてつなぎ止めるかと、人口の減少ですね。更には先ほど12番の高野さんの質問にもあったとおり、一番は若い人らが住まないと本当に将来の見通しが立たないというようなことが大変危惧されるわけなんですけど、その辺、やはり情報収集等、今後の窓口での相談を真摯に受け止めるべきだと思います。その辺しっかりと対応していただきたいと思います。

次に、山木屋の除染の完了した後の維持管理等なんですけど、4番とちょっと絡むんですが、過疎型コミュニティで山木屋の帰還に向けた取り組みということで計画された今回太陽光発電ですか。ただ、太陽光発電の出来上がったときには、全然これ、はっきり言って雇用も何もないんですよ。そこで、総合的な山木屋のコミュニティの拠点を今回示された太陽光発電のある細畑に持ってくるのか、そういった場所的とか、そういうものが案としてあるのであればお聞かせください。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

過疎型スマートコミュニティの計画に基づく拠点の場所についてのお質しでございますけれども、今、質問にございましたとおり、太陽光発電の設置場所については細畑地内を計画しておりますけれども、拠点となる復興型の施設の整備場所については、郵便局があったり、診療所があったり、前の生活改善センターがある、これまでの中心地域を想定しておりますので、よろしく願います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） そうしますと、あくまでも今回示した太陽光発電は、これのみという考えでよろしいですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

再生可能エネルギーを使った太陽光発電の設置箇所につきましては、今申し上げましたとおりでございますけれども、今後スマートコミュニティの構築事業の中で、再生可能エネルギーの導入とともに、それらを基盤としました山木屋地区の復興、発展の基盤となる施設整備につきましては、先ほど申し上げました山木屋のこれまでの中心地域を想定してしまして、それらも含めまして今後、農業を中心とした産業の復興とか、安心して暮らせる生活など、これらの実現のために総合的なまちづ

くりの計画を策定してまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） そうしますと、これ売電だけなのね。何ら帰還する際の拠点にもならない。帰還に向けていろんなことをやらなきゃならない、地域のコミュニティとか、いろんな示しているんだけど、今現在売電の計画、実施に向けた役場当局の労力を費やすのは、私はいかがなものかと思いますよ。売電だけです、雇用もないんですよ、ここに示されたとおり。年間のうんぬん150万の労務だけです。そうした場合に、山木屋の地区の人らが帰還する際の拠点づくりに力を入れないで、この売電の計画に力を注いでいるのは私はちょっといかがなものかと思うんですが、その辺、考えを直すあれはないですか、やめる考えはないですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

再生可能エネルギーを活用しました太陽光発電による売電収入だけかというお質しでございますけれども、この売電による収入を活用しまして、先ほど申し上げました複合的な施設整備に伴った、その後の施設全体の運営費の一部に活用していくということを計画しておりますので、売電事業と一体的に山木屋地区の復興、復旧を目指していく事業ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 山木屋の復興うんぬんとか、前の農地の管理、こういったやつも山木屋に拠点がある程度構えてくれてコミュニティを造らないと、山木屋の人らは自分の家にいって井戸も直ってない、そんなところで維持管理してという状況だと思うんですよ。やはり地区のコミュニティというのは、一番大切だと思うんですよ。復旧、復興といっても町では優先的にコミュニティをもってあがるんだということで町長が言ってるわけなんです、そういった観点からすると、この売電の計画よりも山木屋の避難者の方々が帰りたいという人の拠点づくりがかなり遅れているんじゃないかと。その辺、町長どう思いますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、計画中でありますけれども、このスマートコミュニティ構想につきましては、売電の話が出ておりますが、これは太陽光を活用し売電をし、その利益をすべて複合施設の運営に充てていくと、後のランニングコストが負担になってきます。それに全部充てるといような考えの下に、このスマコミの太陽光については考えておりますので、ただ売電をするという意味じゃなくて、この複合施設を動かすんだという意味での、基になるための太陽光施設となりますので、まずご理解いただきたいと思います。

また、今、山木屋のほうも復興、復旧については除染をやっております。お質しのおとおり、農業の私は再生なくして山木屋の復興はないと思っております。そんな意味でも除染に力を入れているところでございますが、既に除染の終わったところ

については、モデル事業で実証栽培を行っていただいておりますが、それによって放射性物質が検出されないことが事実として出ておりますから、私は除染の効果が100%あるものと見ているところでございます。そんなことを踏まえながら、今、区域再編を行ったわけでありましたが、山木屋に通勤農業ができるわけでありまして、そういったところについては農業をモデル的に進めると、やりたい人については。そういう事業も今、国のほうとも取り組んで進めることの段取りになっているところでございまして、この除染をやった後の農地の管理も含めて、まずは地元の人たちが使いやすい、そういった体制づくりをしていくことが一番大事だと思っております。その組織づくりなり体制づくりがやらなくちゃならない課題だと思っております。農振会を中心にそのような話も出して今進めているところでございます。また、今お話ありましたように、よそからも来るような環境をつくるべきだと、正しくそのとおりだと思っております。そんな意味でも、このスマートコミュニティ構想である複合施設については、医療、福祉も含めた介護も含めた施設にするというようなことの説明もされていると思いますし、また、それを活用して、戻った人が安心して生活できる拠点になるようにというような思いを込めた施設ということでもとらえているところでございますので、コミュニティなくしては本当に戻ってしまっても拠り所がなくなるわけでありまして、また戻れないわけでありまして、そういったコミュニティの核になる場になるように、この計画というものはしっかりと立ち上げていかなければならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） コミュニティの中心は郵便局を中心とした地域ということなんですが、この過疎型のコミュニティはいつまで議会に示すんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

現在進めております山木屋地区の復興まちづくり基本計画策定事業につきまして、計画の委託期間が3月28日までとなっておりますので、成果品が上がり次第、説明会を開催しまして、その概要につきましては報告を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 当局も日常業務プラスアルファの除染やら復興事業やらで大変忙しいとは思いますが、やはり避難者の立場に立った行政を執行するように、まずは一つひとつ計画したものを実現できるように努力していただきたいという要望で、質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で、1番議員 村上源吉君の一般質問は終わりました。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 先ほど12番議員の高野善兵衛議員の中で、山木屋地区の避難ということで、合計で1,212名、町内が753名、町外が459名という

ことになります。

先ほど、災害弔慰金の関連死の中で14件というのは、山木屋地区が14件、あと、その他が4件で18件ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、4番議員 鳴原利光君の登壇を求めます。鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 4番 鳴原であります。

未曾有の大災害であった東日本大震災、福島第一原発事故から明日で3年を迎えます。いまだにトラブル続きの福島第一原発、昨年の11月18日、第一原発4号機使用済み核燃料プールから燃料取り出し作業が始まり、実際にはトラブルが起こる可能性は低いとしつつも、起きてからでは手遅れ、最悪の事態を想定しておくべきだと指摘されております。まだまだ予断を許さない状況であります。

また、昨年4月の郡山、9月のいわき両市長選挙に続き、県と福島市、二本松市でも現職が敗れました。これは進まない復興への不満が、国ではなく有権者に最も身近な首長に向けられた結果であろうと思ひます。

それでは、先の通告書に従って、大きく2点、細部5点について質問をいたします。

大きい数字1番目であります。役場庁舎建設の進捗と建設費用の財源についてであります。

細部1点目、現在の進捗状況は。

細部2点目、用地の取得費、敷地造成費、本体工事費は、それぞれいくらかになるのか。

細部3点目、総事業費の財源内訳は。

細部4点目、国の支援額は確定したのか。

細部5点目、完成予定は。

大きい数字2番目であります。救急医療病院群輪番制についてでございます。現在、本町は伊達地方病院群輪番制に加入しているが、本町は地理的にも医療圏は福島市であります。福島市の福島市救急医療病院群輪番制加入の話し合いは進んでいるのか。

以上について質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員の質問に答弁をいたします。

1点目、「役場庁舎建設の進捗と建設費用の財源について」の(1)、「現在の進捗状況は」のご質問であります。庁舎の設計業務につきましては、新庁舎の概要や建設費の概算を決める基本設計について、昨年実施いたしました基本設計業務プロポーザルにより選定した田畑建築設計事務所と10月に業務委託契約を締結したところであり、先月上旬に基本設計が完了しております。現在は、基本設計に基づき、建物の構造や設備の詳細を検討し、設計図や仕様書を作成する実施設計の段階に入っており、先月下旬には基本設計を受注した設計者と業務委託契約を締結し、鋭意

進めているところでございます。実施設計においても議会特別委員会や町民ワークショップからいただいたご意見、ご要望を反映させるとともに、今後、議会議員の皆様に対してご説明を申し上げ、更にご意見等をいただきながら、より良い庁舎建設につなげてまいりたいと考えております。

また、建設用地に関する用地交渉につきましては、取得予定地の地権者の方々と継続して交渉を行っております。用地取得費の基礎となる不動産鑑定と補償費の積算は終了いたしましたので、引き続き地権者の方々との交渉を進め、早急に決定していくよう進めてまいる考えであります。

次に、(2)、「用地取得費、敷地造成費、本体工事費はそれぞれいくらになるのか」のご質問であります。用地取得費につきましては不動産鑑定と補償額積算の結果、土地建物など合計で約3億7,600万円を見込んでおります。また、敷地造成費は概算で約1億3,000万円、本体工事費は基本設計による概算で約21億1,000万円となっております。本体工事費につきましては、免震構造の採用や庁舎面積の増加、また震災以降の人件費の上昇や建設資材の高騰などにより、当初の予定から大幅に増加していることから、実施設計において、より詳細に様々な仕様を比較検討する中で、建築資材や設備機械等の適切な選択を行い、事業費の縮減を図るよう努めてまいる考えであります。

次に、(3)、「総事業費の財源内訳は」についてのご質問でございますが、まず、総事業費につきましては、先ほど申し上げました用地取得費や本体工事費のほか、外構工事費や工事管理委託料、什器備品など合計で約28億9,000万円になるものと見込んでおります。財源につきましては、東日本大震災により被災した庁舎に単独事業として建て替える場合、国の財源処置により震災当時の被災庁舎入居職員等の推移に基づき、原形復旧部分については震災復興特別交付税の対象となることから、庁舎本体に工事費21億1,000万円のうち8億2,300万円を震災復興特別交付税の交付対象と見込んでおります。また、庁舎本体工事費の原形復旧部分を超える部分や用地取得費、造成工事費などの費用については、被災地施設復旧関連事業債の対象となることから、18億7,000万円を起債する予定であり、加えて太陽光発電設備分として、福島再生化エネルギー補助金8,000万円を見込んでおります。そのほか、什器備品や起債対象とならないものを合わせた1億1,700万円につきましては、一般財源を活用する考えであります。以上のよう、財源については国からの財政支援のほか起債に大きく依存することから、後年度負担を少しでも軽減するため、事業費の縮減に努めてまいります。

次に、(4)、「国の支援額は確定したのか」とのご質問でございますが、震災復興特別交付税として交付されることから、確定というものではございませんが、既に8億2,300万円を交付税算定に用いる基礎数値として国に報告をしてございます。

次に、(5)、「完成予定は」につきましては、平成28年3月の完成を目指し、遅れることのないよう事業を進めてまいる考えであります。

2点目、「救急医療病院群輪番制について」の「現在、伊達地方病院群輪番制に加入しているが、本町は地理的にも医療圏は福島市である。福島市救急医療病院群輪番制加入の話し合いは進んでいるのか」のご質問でございますが、伊達地方病院群輪番制につきましては、平成23年10月、伊達市、桑折町、国見町、川俣町の1市3町で運営費にかかる補助を行い、休日、夜間の入院患者を受け入れる第2次救急医療施設として救急医療体制の整備を図るため、伊達地区3病院、公立藤田総合病院、北福島医療センター、済生会川俣病院のご協力をいただきながら構築されたところであります。発足当時においては、伊達地方の救急搬送先に福島市も含まれていることを踏まえ、伊達地方と福島市とが一体となった県北管内における救急医療病院群輪番制の構築を図るため、今後見込まれる広域化に向け、福島市救急医療病院群輪番制病院との協議を進めていくことを確認しておりますが、現時点では発足当時の体制で病院運営事業が継続されている状況でございます。福島市では、昭和52年12月より福島市救急医療病院群輪番制の体制を構築し、現在10か所の医療機関と1か所の協力病院で対応しておりますが、現在の体制でも受け入れが手一杯の状態であると伺っております。また、本町からは済生会川俣病院以外では約7割が福島市などの管内に搬送され、これ以上の受け入れ拡大は大変困難な状況であると考えております。しかしながら、高齢社会等における救急医療の重要性を踏まえ、引き続き伊達市、伊達郡3町の伊達地方市町病院関係者、伊達医師会、福島市医師会、消防関係者、県北保健福祉事務所等との関係機関相互の連携を高めるとともに、連携を図りながら、県北地方における救急医療体制の一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 初めて議会のほうに建築費の提示をされたわけですが、まず、今、旧庁舎のところに新しく建てるということですが、今、除染の仮事務所ですか、あれ3月いっぱいまで契約しているということですが、3月であれば契約を切って更地にするのか、その辺伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

前に3月31日までという契約でございましたが、業者さんのほうから除染につきましては10月ごろまでかかるということで連絡がありまして、延長できないかということでありましたが、延長できる期間は5月までという話をしてございまして、1か月は延長してもいいんじゃないかと、6月になればいろいろ事業が入りますので、せめて1か月というようなことで回答してございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 貸せば、借りた人のほうが力があるのかなと私は思うんですが、除染だって、これから始まる、これから本格的に始まるわけですから、なかなか事務所探したの大変だと思うんですが、あそこはやはりなんといったって、町のシン

ボルである庁舎を造るための用地でございますから、2か月延ばしだなんだっていったるより、この前も基本計画のいろいろスケジュール表やら何か私らほうにもいただきましたが、それでは、ドームの建物もございますよね。去年の、今年度ですね、25年度予算で5つの建物を解体するというんですが、現在、まだ1棟も解体していないんですが、その辺はどのようになっているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

先ほどの5月までというのは、一番長い期間であって、こちらのほうでは1か月ということで予定はしてございます。ドーム、丸屋根でございますが、丸屋根ほか4件の建物がございますが、それについては25年度ということで進めてまいりましたが、現在ドームの中にある書類等がまだ整理できてないということで、今整理をしております。それができないと壊すことができないということになりますので、若干今遅れておりますが、早急にやりたいというふうに考えてはございますが、25年度はちょっと無理だということになります。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これあの25年度はどう、あと半月くらいで終わっちゃうんですね。特別委員会、予算特別委員会のところには26年の1月までは解体して更地にするというようなことを言ってましたね。だけど、あの建物、まだ元そっくり残っていて、これから基本設計は出来てきた、実施設計はこれからやりますよといって、そういう全然更地にもしないで、これからいろいろ予算ばっかり出てきて本体の事業ができるんですか、その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

27年度完成ということで、28年度4月1日供用開始ということで今進めておりますので、それに向かって今現在やっているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 確かに今、町も私大変だと思います。復興事業にも取り組まなきゃならない、一般の平時の業務もしなきゃならない、まず私も大変だと認識はしております。しかし、やはりこれいつまでも、一日でも早く、やはり庁舎を造るのが、これは役目でないかと私は思うわけでございます。それで、新庁舎の進捗状況から見ると、このスケジュール表どおりにいくんだかいかないんだか、私もちょっと今首をひねるような状態なんですが、25年度の当初予算で庁舎建設設計業務委託料4,200万円ほど取っておりますが、これだって新庁舎3,000平米で出しているわけですが、その中には地盤調査も含めてあるんですが、地盤調査はしているんですか、いないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

調査しております。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時です。
（午後０時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　再開いたします。
（午後１時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　なお、一般質問を続ける前に申し上げます。

本日の会議の開会のときに、出席議員を１６人と申し上げましたが、１５人の間違いでありましたので、ここで訂正させていただきます。１５人の出席で開会いたしました。

それでは、午前に引き続き鳴原利光君の質問を続けます。鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君）　午前に引き続きまして、再質問をさせていただきます。

先ほど地盤調査はしたということなんですが、今回の予算の中にも杭抜き撤去工事費などは計上されているんですが、杭を抜かなくても地盤調査したということなんですが、それは杭が入っているところは建物の中でないから構わないんだというような考えでよろしいですか。

○議長（佐藤喜三郎君）　総務課長。

○総務課長（高橋清美君）　答弁申し上げますが、地質調査なので、穴を掘って当然やっておりますので、それを含むと思います。

○議長（佐藤喜三郎君）　鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君）　そうしますと、私も専門家でないから分からないんですが、これ地盤地質調査というのは、建物を建てる以前、ここに建物を建てるから地質がどうなんだ、地盤がどうなんだということで調査すると私は思うんですが、その中で、基本設計が出てきたわけですね。そのときに、町は特別委員会の中でもいろいろ説明はありましたけれども、耐震でやるのか免震でやるのかということでお伝えしました。ところが町は耐震でやるんだと言っておったんですが、プロポーザルで免震構造を取り入れたということなんですが、その免震構造に取り入れた何か、地盤が軟弱だとか何かそういうふうなのがあって免震になったのか、その辺わかる範囲で結構ですが、お知らせ願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君）　総務課長。

○総務課長（高橋清美君）　答弁申し上げます。

最初、基本構想等では耐震のもので大丈夫じゃないかという話でしたが、今回プロポーザルをやった結果、免震がより安全だということで免震がいいんじゃないかというふうな話で決定をしております。それで、安全性を一番大切にすることということで、免震がよいというような判断で今回基本設計の中に入れております。

○議長（佐藤喜三郎君）　鳴原利光君。

○4番（嶋原利光君） 安全に越したことは私もないと思います。ただ、耐震と免震になった場合、設計料や工事費、その他どのくらいの額になるのか、ちょっとお知らせ願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

免震になった場合には、免震の装置といたしまして約1億程度が上積みになります。本体のほうで耐震の場合は上のほうを強化するということになりますが、免震のほうは下のほうでやるということで、若干ですが、金額は分かりませんが、何千万、5,000万円ぐらいの金額にはなるかなと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 嶋原利光君。

○4番（嶋原利光君） 別にこれ私、免震が悪いとか耐震が悪いとかと言ってるわけじゃないんですが、免震というのは、例えば本町が今計画しているのは3階ですよ。3階で果たして免震がいいのか、耐震がいいのかというような議論はしたことがあるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

議論まではしてないんですが、プロポーザルの中で免震構造ということで提案していただきましたので、それを参考にしたいということになります。

○議長（佐藤喜三郎君） 嶋原利光君。

○4番（嶋原利光君） 役場にも専門の方がおるそうで、その辺は私も理解できるんですが、ただ、プロポーザルで免震がいいから免震に決めたというようなだけですか。免震に決めれば、これからの維持費とか管理費というのはどのくらいかかるかということも考えておりましたか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

今後については、まだ計算しておりませんので、今後積算をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 嶋原利光君。

○4番（嶋原利光君） 恐らく免震にしますと、揺れが揺れないと、高層階も揺れないというのが免震だと思うんです。近隣では福島市の役所なんていうのは免震です。あれは免震でなくてはならなかったんじゃないかなと私は思うんですが、免震と耐震でどのくらい違うのかというと、階層によっても違うんですが、ほとんど免震だと揺れないというけども、3階建てでは私は免震でなくたって大丈夫じゃないかと思うんですよ。ただ、地盤がさっき総務課長言ったみたく、地盤調査をしてそういう結果が出たんだということで、こういうふうになったんだという私説明なら理解できるんですが、ただプロポーザルやって、いや免震のほうがいいから免震にしたとかというような考えをちょっと聞いたものですから、その辺もよく皆様優秀な方ですから、それなりに研究してやったと思うんですが、その辺の考えもお聞かせ願

いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

免震、耐震についてもいろいろ検討した結果がございますが、3階だろうが4階だろうが、免震構造が一番安全だというような結論に達しておりますので、そういったことで免震構造がいいというような結論に達しております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 低層階にはあまり向かないんじゃないかと私は思うんですが、これからメンテナンスの部分も先ほど言ったんですが、メンテナンスの部分もどのくらいかかるかわからないで免震にしたんだというようなことは、私どうも理解ができないんですよね。そういうこともまず、このプロポーザルの中でやってきたのか、やってこないのか。また、先ほど基本計画の、私この前、全協で図面いただきました。確かに、あの図面を見ますと、私も素人ですから分かりませんが、空間が多いですよね。空間が多いから免震に私はしたんじゃないかと素人ながら思いました。そういうことで免震にしたということなんですか。分かる範囲で結構ですから。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

確かに図面見ますと空間がかなり多いということもありますし、そういったことも加味してございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 私も素人ながら、そうではないかと思っておりました。ひとつ、これは契約もしたということなんですが、これはこれで終わりますが、それでは敷地の造成費なんです、今度計上されておりますが、敷地造成費、これは今、用地交渉しておる敷地まで含めた敷地造成費でありますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

用地購入分をかかるということで計算してございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そうしますと、この敷地造成費工事費1億2,960万ですか、これは全部町の付帯建物である5つの建物、あとは用地買収を見込んでいるところ、そこも全部含めた造成費で間違いないですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

全部でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 見込んでの全部の敷地造成費だということですが、それは間違いなく、そのとおりにやっていただければいいと思うんですが、あと、用

地ですね。用買されていますよね。その中の進捗状況というのは、どのくらいになっているんですか。私も、よく聞きますと、何回、1回しか来ないとか2回しか来なくて、ちっとも進んでないんだと、私はこういうあれをしているんだけど、そういうのものってこないというような話を聞いているんですが、どの辺まで用地買収というか進んでいるのか、その辺わかった範囲でお願いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

用地購入費と補償費等をこれから提示しながら用地交渉をしていくということになりますので、現在はまだ行っていないということでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 私思うには、庁舎敷地の中に建物は現在の町の旧庁舎の南向きに建てるということで、用地、今用買しているところは、これは建物に引っかかるんだから遅くたって構わないんだというような話なのか、本気になって、皆さんにご協力をいただいて、町の敷地でやりたいんだという考えはあるのかなのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

敷地の形とか、そういうものをちょっと買収しないと使いづらいということもありますので、そういったことを考えながら用買をやっていきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 人様の財産をご協力いただくんですから、誠心誠意をもって、やはり交渉にあたるべきだと私は思うんですよ。私も該当している方に何回かお会いしたんですが、おれはここのところを協力しますと、しかし、ここの所に私は代替地を求めたいんだと言ってもなかなか話しに来ないと。私も用地買収なんてあまりしたことないから分かりませんが、普通は条件がみんな違うわけですから、中にはご商売やっている方もいるわけですよ。そういう方は、やはり一般の住宅とは違うんですから、そういう人たちにも、じゃ、代替地がほしいのなら代替地なりの交渉したり、それが私は用地交渉の姿でないかと思うんですが、いつまで、これご協力いただける時期というのは、あっち側が頭下げるまでやっているんですか。予算もこれ上がっているわけですから。予算がないのなら困るけれども、予算が上がっているんだから、早くやはり交渉すべきだと、その辺はどのように計画していますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

26年度で用地交渉の用買費とかを上げておりますので、これからなるべく早く誠心誠意、用地交渉にあたっていきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 用地買収で、これ個人の財産もございますので、あそこあそこは買収したということは、私はここではお聞きしませんが、例えば、今の基本設

計のとおり、あの所に建物を建てたら、例えば後ろ側になるわけですね、今度裏側に、庁舎の。そうすると、例えば協力いただければいいですよ。協力いただけなかった場合、あの人たちの日照権というのはどういうふうになるんですか、その辺も考えていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

もし協力いただけなかった場合については、3階建てを今予定をしておりますので、3階建てということで日照権については考えた割り振りにしてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そうすると、今、基本設計いただいた建物の配置より、若干変更になるということもあり得るということですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

基本設計の場所が変わりはございません。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そうすると、後で日照権の問題のときは、そのとき考えればいいんだということによろしいんですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

日照権も考えた上での設計になっております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 実施設計は、いつ頃からいつ頃までかかるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

建物の構造や諸室の詳細、また空調設備や電気設備などの詳細な検討を行いながら、工事請負書とか図面などを作成するために時間を要しますので、実施設計につきましては10月末という完了予定をしております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 26年度の10月までには実施設計をするということですが、この実施設計をちょっと伺いますが、まだ予算は取ってないですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 2月14日の補正第5号で2,670万1,000円ほど取っているんですが、これは実施設計なのか何の設計なのか、お聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

実施設計につきましては、25年度で予算を取っておりまして、それが追加ということになります。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○４番（嶋原利光君） 基本設計のあれではなかったですか。実施設計まで入っていたんですか、当初予算には。２５年ですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 嶋原利光君。

○４番（嶋原利光君） ２６年では実施設計はまだ当初予算では取ってないですよ。

いいですか、２５年度の当初予算は、これは基本設計のあれだと私は思ったんですよ。その中に地盤調査も含むというような説明だったものですから、実施設計の予算書は、委託料は取っているのかなと思って聞いたんですが。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、暫時休議します。今、答弁を整理するために。

（午後１時２１分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後１時３５分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁願います。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

２５年度の予算の中で新庁舎建設工事設計業務委託料、この中には基本設計と実施設計が含まれております。これが４，２８０万９，０００円となっております。その後、１号補正をいたしまして、６月の補正であります。合計で４，４４２万２，０００円としております。その後、５号補正で２，６７０万１，０００円を増額いたしまして、現在の設計委託料となっております。

○議長（佐藤喜三郎君） 嶋原利光君。

○４番（嶋原利光君） そうするとプロポーザルやる前に実施設計まで予算を取っていたという解釈でよろしいですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

基本設計と実施設計を含めて計上してございました。

○議長（佐藤喜三郎君） 嶋原利光君。

○４番（嶋原利光君） そうすると、基本設計がいくらで実施設計はいくらになるのか分かりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

当初であります。基本設計につきましては１，２９１万５，０００円、実施設計が５，４００万円の当初の予算であります。計上をしてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） すみません。実施設計は２５年度分で前払い４割ということで２，１６０万を計上してございます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、今、答弁整理のため暫時休議します。

（午後 1 時 3 9 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後 1 時 5 5 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 当局、答弁願います。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 基本設計が 1,291 万 5,000 円、実施設計が 5,822 万 8,000 円の予算となっております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4 番（鳴原利光君） 国見町とは若干建物の面積とか違うと思うんですが、国見では、やっぱり設計監理までで 8,600 万円ほど取っておるようですが、これで川俣町は間に合えば私もそれで結構だと思いますので、粛々とやっていただきたいと思います。

これで進捗のほうはあれですが、それでは、財源のほうで、総事業費の財源内訳、今、町長のほうから答弁書をいただきました。なかなか国の災害復興特別交付税で 8 億ほど使われるということで、これは私も町の一般財源でなくてこれはこれです。そこで、地方債のほうなんですが、これは今年も繰り越しで 2 年度にわたってこの事業をやるわけですが、地方債に関しては元利償還金の 70% が 5 年度に普通交付税でくるということは間違いないですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

お質しの交付税の算入につきましては、元利償還金の 70% につきまして基準財政需要額に算入されますので、お質しのとおりの措置になる見込みでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4 番（鳴原利光君） そうしますと、総事業費の中で町が本当に一般財源で持ち出すということは、この金額で 1 億 1,700 万円くらいで町の一般財源を持ち出すと、これだけで間に合うわけですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁いたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4 番（鳴原利光君） あと、これは災害復興特別交付税というのは、これは今年だけなんですか。来年はないんですね、あるんですか。その辺。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

26 年度につきましては、復興特別交付税で 7 億 9,237 万 1,000 円みてお

りますが、全体で8億2,300万円ほど復興特交を望めるんですけれども、25年度につきましても設計関係で3,100万円ほど復興特交入っていますので、27年度につきましても、復興特交を現在は見ておりません。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そうすると、来年度の継続費の中に12億7,800万円ほどあるんですが、これは地方債で全部対応するということですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

27年度につきましても、起債で13億5,610万ほど現時点では見込んでおまして、ご指摘のとおり起債の額が相当の額を占めるところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） はい、分かりました。

それでは、まず、これ金額も出たことでございます。着々と工事を進めていただきたいのですが、この間の3月の町の広報紙の中でも、総体的なことは基本設計なり、あと財源についても町の広報紙に記載するという事なので、町長、これ分かりやすく、やはり町民が一番心配しているのは、これ基金を積んで庁舎を建設するわけではございませんので、今まで震災後、国から補助があるんだと、あるんだといって3年間きたわけですので、町長その辺しっかりと、町の広報紙の中には国からの支援がなんぼなんぼだと、あとは町債がなんぼだと、あと一般財源がなんぼだということによって建設するんだということを明記していただきたいと思うんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいま鳴原利光議員の質問でありますとおり、新庁舎建設、大変大きな事業でございまして、これについては、町民の皆さんも大きな期待を寄せております。一方では、また今年度負担になる財源負担についても心配される方々もたくさんおられます。そういった意味では、財源の内訳というものをしっかりと確認しながらやっていくことが今のご質問の趣旨だと思っておりました。そんな意味では、これらの内訳等についても町民の皆さんにもお知らせをしながら、この庁舎建設に向かっていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町民に将来の負担を残さないよう、ひとつよろしく願いします。この庁舎に関しては、これで終わります。

時間もありませんので、最後の2番目に移らせていただきます。24年の12月に私、一般質問でこの質問をさせていただきました。あれから1年ちょっと過ぎたんですが、町長、当時、将来、川俣町の町民の命を守るんだということで、早急に福島市との話し合いを進めたいということだったんですが、その後、話し合いは進めておりましたら、どうぞ。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

この輪番制の関係で、県北地域における輪番制をどうするかということで、福島市との話し合いにつきましては、現在県北建設保険事務所のほうが中心となっておりまして、福島市との話を進めているところでございますが、現段階におきましては、まだ進展がない状況でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これはなかなか難しい。病院群輪番制なんていうと、ちょっと一般の人にはあれなんです、よく言えば、これは日曜当番、土日の当番と夜間の先生の確保の問題でやった制度でございます。最初は、伊達郡は後で作ったわけですが、やはり川俣は医療圏がかなり福島でございます。特に川俣町の町内の医療機関というのは、なかなか、外科もなければ手術するような病院もございません。そういう中で、自ずから福島のほうに搬送、救急の場合搬送されるんですが、今の川俣町で伊達、藤田病院、北福島医療センター、川俣では済生会病院だと。川俣の済生会病院はほとんどが内科でございますので、ほとんど緊急性はよほどでない限りはあれなんです、大体川俣の方は藤田病院や北福島医療というのは、あまりつながりがございません。交通の便も悪いですから、やはり早くこれ福島市に話をかけて、ましてや今度福島も市長さんが替わりましたので、そういう時期にやはり交渉するのも私は一つの手ではないかなと思います。なんといっても医療圏は福島でございますので、それで25年度、藤田病院、北福島医療センターに行ったのは川俣から約1%でございます。その1%も福島に搬送する、したいといっているんですが、福島市の医療機関からすれば、伊達にも輪番制があるんじゃないですかと、そっちを聞いてからまた来てくださいというような経緯があるんです。そうすると、町も高齢化になっていますから、搬送された方が自分で、あと家族のお見舞いに行くにも、病院に行くにも、車のある人はいいです。ない人は、これバスの公共交通機関なんていったって、藤田病院だの保原の北福島に行くのには、なかなか川俣は交通の便が大変なんです。そういう意味からでも、町長、早く福島市との話し合い、やはりこれ一日も早くしないと、ますます高齢化が進む我が町でございますので、その辺早急に話し合う場が、やる気があるかどうか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

この緊急医療の輪番体制でございますけれども、伊達、発足いたしました。これも、福島市のほうに川俣はほとんどの方が搬送されております。ただ、今回の輪番制については、それぞれの病院なり医師の皆さん方の夜間、休日、緊急のときがありますので、受け入れるほうとしては伊達郡は伊達としての体制づくりをすると、そして今度福島と連携をとるんだというようなスタートだったんですね。それがお質しのとおり、川俣町では国見町の藤田病院、北福島までは行かない、現実的に。

流れといたしましては、伊達市においても福島へ出るのが多いんですね。ですから、福島と伊達の一体感は我々としてみれば当然のことなんですけれども、既に

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間 5 分です。

○町長（古川道郎君） 既に福島市のほうは進めてきておりました。それは、もう固まっておりますので、そこに今度伊達のほうから入ることになっておりますから、今、話し合いは詰めてはいるんでありますが、まだ妥結といいますか、そこまでいっていない状況であります。ただ、なんといっても町民の命と健康を守る一番大事なことでございますので、これからも関係する市、町のほうとも協議を重ねながら、これらについての具現化について取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4 番（鳴原利光君） まず、やはり町長が今言ったとおりだと私も思うんです。それで、やはり保健所も中に入って一生懸命やっていると思うんですが、やはり構成町でしっかりと、やはりこれは前向きに検討していただきたいと思います。本来であれば、救急業務だって町固有の事務ですから、これ。消防だから関係ないんだとか、救急は関係ないんだとか、本来であれば町固有の事務ですから、これからも町民の命を守るために、しっかりと取り組んでやっていただきたいと思って、私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で、4 番 鳴原利光議員の一般質問を終了いたしました。次に、5 番議員 高橋道也君の登壇を求めます。高橋道也君。

○5 番（高橋道也君） 5 番 高橋道也です。私は、9 月定例議会で質問した件について、今回も同じような質問をさせていただきます。というのも、川俣町の将来にとって大変重要な問題であり、また、今から方針を決め、計画を立て、今やらなければならないこと、10 年後まで進めること、20 年後と実行していかないと川俣町の未来は非常に危ういものになってしまうと思うことから、次の 3 点について質問いたします。

1 点目、川俣町の子育て支援策について。

(1)、10 年後、20 年後の川俣町の将来を担う子ども達を安心して産み育てていくための町の対策は。

(2)、放射能被害から子ども達を守る施策は。

2 点目、避難者や子育て世代のために住宅団地を造成すべきではないか。

3 点目、防災行政の見直しを。今年 2 月の大雪など、今まで数年に一度であった災害が頻発するようになりました。町として、それらの災害に対応するための対策を改めて考える必要があるのではないかと。以上、3 点について質問します。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 5 番 高橋道也議員のご質問に答弁をいたします。

まず、2 点目からであります。2 点目、「避難者や子育て世代のための住宅団地の造成を」の「避難者や子育て世代のため、に住宅団地を造成すべきではないか」

についてのご質問でございますが、本町における復興公営住宅につきましては、町が平成24年度に買収しました川俣精練株式会社跡地を町営の復興公営住宅として、更に壁沢地内に県営の復興公営住宅を整備することとしております。川俣精練株式会社跡地の町営の復興公営住宅につきましては、当初、戸建て住宅25戸で整備を計画しておりましたが、平成25年12月に復興庁から、町が強く要望しておりました避難指示解除準備区域の子育て世代への対応につきましても、本町においては例外的に住宅整備戸数の算出対象とするとの回答があったことから、戸建て住宅15戸を増やし、合計40戸で整備計画を推進しているところでございます。また、整備戸数につきましては、今般実施された住民意向調査の詳細な分析結果を待ち、壁沢地内に整備を計画している県営の復興公営住宅において、戸数の調整を図ることとしております。加えて、被災者の置かれている状況や考え方が多様化していることを踏まえ、町といたしましては、川俣町都市計画マスタープランに基づき、壁沢地内面積約2.4ヘクタールの土地に県営の復興公営住宅の整備を計画しているところであり、併せて民間による活用も視野に入れ、また地権者のご協力をいただきながら、住宅団地造成に向け検討を進めておるところでございます。

次に、3点目、「防災行政の見直しを」についての、「今年2月の大雪など、今まで数年に一度であった災害が頻発するようになった。町としてそれらの災害に対応するための対策を、あらためて考える必要があるのではないか」とのご質問でございますが、先月は、昭和55年11月に匹敵するほどの大雪に見舞われ、根雪の上に更に湿った重たい雪が積雪するなど、除雪作業において大変困難な状況になり、深刻な交通障害が発生いたしました。また、当町では、浜通りへの基幹道路である複数の路線を有しており、大震災以降、交通量が大きく増大していることから、降雪時においては、多数の車両が立ち往生し除雪作業に大きな支障を与え、更に作業が遅れるといった事態をもたらしました。こうした点においても、除雪がいかに重要であるかを痛切した反面、迅速に全面的な除雪作業を進めることの困難さも実感したところでございます。その中で大雪対策につきましては、委託業者との協議、検討を進め、効率的で迅速な除雪作業の実施に努めることに加え、除雪が思うように進まない状況においては、積雪により身動きが取れない方などに対して、その安全を確保するため速やかに状況を確認し、対応できる体制を整備することが重要であると考えております。また、大雪に限らず、震災、風水害、原子力災害と、あらゆる災害にさらされる危険がある現状においては、その危険を町民の皆様に速やかにお知らせをし、より早く避難等の行動をとっていただくよう、情報伝達を強化していくことが重要と考えております。どのような方が、どのような支援を必要とするのか、あるいは、土砂災害、水害、震災、原子力災害など、それぞれ被害が異なる災害に対し、どの災害ならどの避難所が適切であるかを改め区分するなど、身近な防災対策から見直しを進めているところでございます。更には、災害時に支援を要する要支援者への対応をはじめ、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の名簿作成も進めることとしており、現在見直しに取り組んでいる地域防災計画へ反

映させていきたいと考えております。加えて、避難所となる町有施設の改修や、これまで積極的に推進してきた防災協定締結市町村との定期的な情報交換による危機意識の共有化など、できることは確実に実行できる体制づくりを進めてまいることとしております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 5番 高橋道也議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1点目の「川俣町の子育て支援策について」の(1)、「10年後、20年後の川俣町の将来を担う子ども達を安心して産み育てていくための町の対策は」についてのご質問でございますが、川俣町の将来を担う若い子育て世代が安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境を構築することは、川俣町が将来に向かって発展し続けるための最重要課題と理解をいたしております。このことを踏まえ、母子保健対策といたしましては、妊婦一般健康診査にかかる費用の助成をはじめ、幼児のポリオ、あるいは、また日本脳炎等の予防接種などの充実を図っており、また、仕事と子育ての両立支援策といたしましては、保育園の延長保育及び休日保育の実施、幼稚園における夏期、冬期等の長期休業中における預かり保育の推進、小学校の学業指導や放課後等の健全育成を図ることを目的とした放課後児童クラブなどの充実を通して、子育て支援に努めております。また、経済負担軽減策といたしましては、保育園保育料の軽減や保育奨励金の交付をはじめ、18歳以下の子どもにかかる医療費無償化などの諸施策を通し、子育て世帯の支援に努めてまいったところであります。これらの支援策は、短期的な視点、また中長期的な視点から継続的に取り組むことによって成果が現れるものと考えておりますが、昨年の9月議会定例会におきまして高橋道也議員より、子育て支援の効果的な施策として第3子以降の出産祝い金のあり方について見直しをすべきではないかのご提案がございました。町といたしましては、出生率の低下や労働人口の他市町村への流出等、人口動態の問題に適切に対応するため、これまでも育児環境対策の一つとして第3子以降の出産に対し祝い金を1万円交付してまいったところでもあります。しかしながら、次代を担う子ども達の健やかな成長と子育て家庭の経済的な支援を考慮した場合、議員先にご指摘のとおり、より効果のある施策の拡充が必要でありますので、平成26年度当初予算におきまして、第3子以降の出産に対しましては出産祝い金を5万円に、小学校入学時及び中学校の入学時における入学祝い金としてそれぞれ5万円を交付することとし、更に、幼稚園と保育園の負担の平準化を図る観点から、幼稚園保育料につきまして保育所と同様に低所得者世帯等の保護者の負担軽減を図る幼稚園就学奨励費を措置するなど、子育て世代に安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりに一層努めてまいる所存であります。

次に、(2)の「放射線被害から子ども達を守る施策は」についてのご質問でございますが、本町におきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故によりまして、子どもが放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえまして、子どもの命

と健康を守るため被災以来いち早く放射線量の低減策を進めてまいったところであります。昨年の9月議会定例会の一般質問におきまして議員のご質問にご答弁申し上げましたが、具体的な取り組みといたしましては、3年間継続しておりますガラスバッジによる外部被ばく検査の実施やホールボディカウンターによる内部被ばく検査をはじめ、給食食材の安全性の確保のため食品内放射線量測定を平成23年12月より実施し測定結果を公表するとともに、個人の測定結果につきましては、当該保護者に通知したほか説明会や健康相談会等を定期に開催し、子どもの健康被害に対する不安の解消に鋭意努めてきたところであります。しかしながら、放射線による健康への影響に関する心配は、いまだ完全に払拭されるまでには至っていないのが現状であります。福島県におきましては、甲状腺検査をはじめ県民健康管理調査を毎年実施しておりますので、町といたしましても県との緊密な連携を図り、将来を担う子ども達の健康管理につきまして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） まず、はじめに町長にお尋ねします。

今、子育て支援について教育長の方からありました。確かに大変多くの子育て支援策を当町はやっていると思います。それから、今年度の予算に新たに第3子以降の5万円と入学祝い金の5万円というものと、あと、もう1つの施策が講じられる、幼稚園就園奨励費ですか、これを入れたということなので、それはそれとして大変良かったなと思います。ただ町長、福島市、川俣町を見たときに、就職口は福島にあるんですよね。それで、川俣町には住んでいるという人が、今回の震災以降、やはり仕事が福島市にあって、どう見ても川俣町より福島市のほうが便利だといった場合に、実際いつてふるさとを追われた人が住むのに、年寄りの方は帰ると、帰還するといっても、若い人たちは帰らないといった場合に、福島市に仕事があるとなったときには、どこに住んでもいいわけですよね、ふるさとに帰らないという判断をした場合には。そうすると、もう、その人たちは、やはり自分の終の住みかとか、最後まで住んでいくんだという住みかを福島市に求めるということになると思うんですよ。私がその立場であっても、やはり便利で学校もいっぱいある、そういうところに住みたいなと、子ども達の教育にも環境が整っているというところに住みたいなと思います。ですから、福島市にないもの、川俣だったらこういうものやっつけていかないと、将来にわたって子ども達を多くするとか、子育て世代を増やしていくとか、そういうことにはつながらないと思うんですよ。確かに、この5万というのはほかにはない、ほかの町村にないことをやったかもしれないですけど、ただ、これを計上したにもかかわらず、新聞にも載らないですよね。普通、福島市で子育て支援の対策やるとか、住居を提供するとかいった場合には新聞に載りますよ。それが載らないということは、皆さんが知り得ないということです。だから、やっぱりやるときには、もう思い切った施策をやって新聞とか報道陣が来るとか、そういうことをやらないと、川俣町に住んでもらうということが可能には

ならないと思うんですよ。だから、町長は、これで今言った子育て支援の施策で大丈夫なんだと思っているのかどうか、まずはじめに聞きます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいまの子育て支援策で満足しているのかということではありますが、まず満足しているという思いではございません。昨年の9月議会で高橋議員のほうから、いろんな政策等についての提言をいただいたわけではありますが、今般、川俣町の復興における子育て支援策の中では、放射能対策、あるいはまた、学校の安全を守るための除染も含めて、あるいは健康管理、食の安全のために最大限の対応を学校にやってくる実態であります。これは、私は福島よりも進んでいると思っております。また、学童保育も含めた、そういう放課後の児童預かりも含めてやっているわけありますので、そういった中に今般、新たにこのような制度を設けました。これをやって、更にまた次のことがいろいろやればいろんな話が出せると思います。そんなことを受けながら、子育て支援策の充実を図っていきたいと思っております。ただ、そういう経済的な支援だけで、それでいいのかと言われると、私それだけではないと思っております。そういった意味では、先程来、住宅団地の造成等がありますが、今、喫緊の課題としては、いわゆる避難している方々が川俣町にも600名ほど今いる、概算であります、計算になっております。そんな中で、先ほど答弁申し上げておりますけれども、アンケートの中では川俣に住みたい、あるいは福島のほうと、数字的に見ると福島のほうがパーセントが多くなっているという現実も我々は強く認識しなくちゃならないと思っています。そういったことを分析しながら、今回のこの復興住宅、住宅団地等も含めてしっかりとした整備をして、川俣町に山木屋の人だけじゃなくて、よそのほうからも避難受け入れをした経緯がありますので、そういった意味では以外の市町村の町民の皆さん、住民の皆さんも川俣町にとどまるような政策を具体的にしていかなくちゃならないと思っております。その一端としての先ほど申し上げました住宅団地、そして、また取得した方への支援制度というのを考えたところでございます。また、学校のいろんな体制については、教育委員会とも十分、私は協議をしながら、教育環境の整備はよそに負けない思いでやってくるところでございますので、ただ、そんな中でお話ししましたが、いわゆる報道、新聞、いろんな面でやっていることについては、もっともっと知らしめていく方法としては、そういうマスコミ関係についても協力いただくというようなことも大事だと思っておりますので、川俣町が現在やっている子育て支援策についても更に広報活動を重ねながら、川俣町の良さをPRしながら定住策を推進していきたいと思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 子育て支援策につながると思うんですけど、今現在、未婚の人数が増えていますよね。高齢化率と一緒に未婚の、結婚しないで独身でいるっていう人数が増えていると思うんです。この辺もやはり婚活、これを町でやっていくとか、

いづらかやっているとと思うんですけど、その成果がなんか全然出てないように思います。だから、その辺もやはり充実させて、まずは結婚をすること、それから子どもをつくることですので、その辺の取り組みはどのようになっているか、お聞かせ願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野雅直君） ご答弁を申し上げます。

若い方の出会いの機会が少ないということで、中央公民館のほうにおきまして、ふれあい事業というものを実施しております。今月もディズニーシーへのバス旅行ということで募集をしておるところでございまして、過去に合コンですとかボウリングでの出会い、あと那須ハイランドへのバスツアー等を実施しておるところでございまして。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 今年度もふれあい事業ということで実施していると。あと、過去にもボウリングとかいろいろ出会いの場をつくってきたということなんですけども、これによって、私の場合は、どっちかというとな、何人じゃ、何組集まって、あとは、じゃそこから何組できたという成果というものがね、事業をやる以上は、その成果を出さないとしょうがないと思うんです。だから、そういうことをやっていかないと、やったって意味なくなるし、せっかくの税金を投入しても何の意味もなかったということになると思うので、まず今回、過去、そのデータがあれば、何組くらいあれして結婚に至ったのが何組あったとか、そういうものがあればお聞かせ願いたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

この事業は、先ほど課長から説明がございましたとおり、様々な若者の出会いの場を町として提供し、実施しておるものでございますが、私も町長も、この場には年にいっぺんほど参加をいたしまして、この活動の様子を確認をし、また激励をしまいたところでもあります。男子が20名、大体女子が25名、若干女性のほうが多い状況でございまして、私の知る限りでは3組のカップルが誕生したというふうに伺っております。なお、若者のほとんどが川俣に住んでいるのは男性、日ピスであるとか、あるいは町の中の企業の方々、あるいは建設業者等々でございまして、女子のほうは川俣出身者ということで、福島の方からわざわざ参加している川俣出身者が多いようでございます。なお、この結婚等につきましては、成り行きでございまして、今後とも応援をしまいたる考えでございまして。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 私は、20名と25名と言ったから去年のことかなと思ったら、4年間でということなんで、なかなか厳しいんでないかなと。だから、こういうことにもやはり積極的に、今の若い人っていうのは、男のほうは積極的じゃないんで

すね、今。だから、そういう場をつくって、やはり役場として、やっぱり行政として婚活というか、を奨励していくというようなことを盛んにやってもらいたいと思うんです。でないと、本当にいろいろあっちこっち見渡すと、本当に独身の男性が多いですね、実際いって。だから、そういう人たちに出会いの場をつくって提供していただきたいと思います。

それから、町長には、いつも私この数字を提示して川俣町が大変なんでないかということを行っているんですけど、出生数ですね。22年が103人、23年が62人、24年が73人、25年が73人というデータが私の元にあるんですけど、22年の103人というのも、これそんなに多いほうでないと思うんです。川俣町くらいの規模になると、ある程度私もインターネットとかで見ているんですけど、そうすると、やはり120人くらいは出生数があるんですよ、川俣町くらいの規模になると。それが震災以降も極端に減っちゃって、62人、73人、それから、また73人だったということで、これをやはりいろんな施策、いろんなことを通じて上げていかないとしょうがないんでないかと思うんですけども、この辺、町長、前にも聞いたと思うんですよ、私。これで本当にいいのかと、早くなんとかしないとだめだよということを行っていると思うんですけども、それに関しても答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

出生者数が3桁を切るというような現実が、今川俣町では進んできているというような現実で私も認識をしております。そのためにも今、子育て支援策についての充実を図っていくというようなことで、今回一歩踏み出した点もあるんでありますが、又は、今までやっていることについても私は、もっともっと宣伝していく必要があるなど、そういった、川俣はこういうことだよということを分かってもらうことも必要だと思っておりますので、そういったことも含めて取り組んでいかなくちやならないと思っていますし、まずは、その前に今、婚活の質問を出されましたが、今、若者のふれあい事業を公民館のほうでもやっております。毎年続けているのでありますが、そういった事業も含めて、また、これは事業者、町内の事業者の経営者の方などとも話をするのでありますが、役場もそうではありますが、結婚しない若い人たちが結構出てきておりますので、そういった意味では出会いの場といいますか、それぞれの企業なんかでもそういう企画をしながら、お互いにそういう場をつくるということについても取り組んでいく必要があるんじゃないかというような会社の社長の提言などもいただいておりますので、そういったことも含めながら、先ほどの若い人たちの出会いを多くする中から、次代を担う子どもが育成できるようなカップルができるようにやっていくことも、また大切なことだと思っておりますので、そのようなことも含めながら、とにかく現実を厳しく見て対応していかなくちやならないと思っていますところであります。



○議長（佐藤喜三郎君）　ここで休憩いたします。再開は２時５５分といたします。

（午後２時４０分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　再開いたします。

（午後２時５５分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　高橋道也君の質問を続けます。高橋道也君。

○５番（高橋道也君）　もう１つ、データがあるんですけど、妊婦届というのがあるんですね。それで、これが大体出生数と連動して同じような数字をたどってきているんです。それで、今年の妊婦届数というんですか、これが、これは年度でやっているんですけど、去年の４月から今年の２月末まで、末日までで５２人なんですよ。５２人しか届けていない。ということは、これから妊婦届が２０も３０も出てくることはちょっと考えられない。せいぜい１０件ないしは１桁ということになると、また、ここで出生数もガタッと落ちるのではないかという懸念があります。実際、だから７３人ではいたものの震災から３年経って、今は震災当時は生活することに皆さんが汲汲していたわけですね。生活することを重視してやってきたわけですよ。ところが、ここ３年に至った場合に、川内村は先行してやりましたけど、都路村が４月１日から解除になるというようなことがあると、やはりこれから将来にわたっての生活設計をどうするかということを皆さん考えてくると思うんですよ、今度。ということは、じゃ、どこに住もうか、年寄りも帰る。昨日深夜に１３万人の選択というテレビやっていました。その中で、都路地区のある避難者が家族７人だそうです。それが、仮設住宅に、１つの仮設住宅に７人で住んでいたと、２間に。それで、今度４月１日から帰るようになると。じゃ、どうしようという話し合ったときに、父ちゃん、母ちゃん、じいちゃん、ばあちゃんですよ。じいちゃん、ばあちゃんは、しょうがないから帰る。じゃ、子どもさんと孫さん、どうするんだとなったときに、私たちはやはり帰れないと、どこかに住まいを見つけるというような選択をしているんですね、みんな。そうすると、仮に山木屋地区にしたって、３年が過ぎた、除染が進んでいく、いつ今度解除になるんだ、そこを見据えてくるわけですよ、みんな。そうすると、解除になる時期が決まると、そこで今度は家族の中で話し合い、どうするという道の選択ですね、これが始まるわけですよ。だから、そういうことがあるんで、やはり今までの考えで行政をやっていると大きな間違いをするんじゃないかと思うんです。実際いって、だから、そういう人は、やはり都市部に住んでいくんですよ、どうしたって。親の面倒はみることない、実際いって自分の住まいが見つかるまでは根無し草なんです。そうしたら、自分の仕事がある場所に近いところ、そして便利なところに住まいを移すと思うんですよ、私は若い人たちは。そういうことに歯止めをかけるような施策を町でやっていかないと、どんどんどんどん、本当に人口流出というか、若い人たちと子ども達がいなくなってしまうというようなことになって、そうなるからでは遅いということで、今、私

は盛んに子育て世帯の支援をやりながら、あとは済む場所、仕事。仕事は福島でもいいですよ。ただ、住むところは川俣のほうが福島よりも良いよなと思えるような町の施策をやっていただきたい。だから、この5万円とか、もう1つのやつが26年度に計上されたといいますけども、これは私は本当に子育て支援とか若い人たちの、子どもを持った若い人たちの支援とか、そういうものに対しての一丁目一番地、これからどんどん町長が、そういうことに対してどんどん政策をぶっていくんだという決意があったら述べてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

避難先から戻る施策についても今お話あったようなこともテレビで私も見たのでありますが、二間に7人というのは、山木屋の例はないのでありまして、どうしたものかと私思いましたけれども、それぞれのところがあるなと思いました。それはそれといたしましても、便利なほうに住みたいという若い親御さんの気持ちも報道されております。そういった意味では、川俣町に福島にないもの、魅力あるものにしていこうということでは、先ほどのことでの子育て支援策も含めて取り組む考えでおります。また、仕事が福島でも川俣に住んで通えるというようなことも、これも大事なことだと思うのでありますが、また、今回のような大雪、あるいは豪雨になりますと、若い皆さん方が福島に通っているうちに道路の交通事情、滑ったり凍ったりとなりますと、朝は1時間半から2時間かかるというのと、なかなか通うのは大変だから、じゃあ福島に借りようというような動きがあるとも伺っております。そんな意味では、町内に働く場所とよく言われますし、私もそう思っております。そんなことで、今、企業の誘致も含めて対応することでやっておりますが、その前に既存の企業の皆さん方も、今回の原発事故で私は川俣町の雇用が一番心配したんですけれども、このことで雇用が減少したということがないということは、私は川俣の企業の皆さん方ががんばりだと思って感謝している次第であります。加えて、設備投資もし、壊れたところは直して、更に雇用も増やすというような条件に合った補助事業を積極的に活用したいという企業も数社ありまして、具体的にそういった事業を取り組んでおられることもございますので、そういう民間の皆さん方のお力もいただきながら、個々の提示をするための企業の活性化といいますか、既存企業の力を増やすことと、更にまた新しい企業の誘致についても考えているところでございます。今、具体的に取り組んでいるところでございますが、そういったことも含めながら、川俣町に若い人が残って、そして、また子育てできるようなカップルもできて定住できるというような対応策は多面的に考えなくちゃならないと思っておりますので、そんなことも含めながら、私も本当に今後の人口減少、少子高齢化社会、どんどんどんどん進んでいく現実がこのままおくというわけには考えておりません。今から、先ほど申し上げましたような政策も打ちながら対策を立てていく考えでおりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げまして答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） (1)につきまして、これで終わりにします。

(2)ですね。放射能被害から子ども達を守る施策はという中で、3年間継続してガラスバッジのデータを取っているという話がございました。ホールボディカウンターにしても去年からずっと、一昨年からですか、やっているという話ですけども、これも3年間、全生徒にガラスバッジを配ってデータをやっているところは、なかなか市町村にはあまりないのではないかと思います。だから、せっかく3年間ガラスバッジでデータを取っているわけですから、これをやはり利用する。皆さん、町の方々に聞くと、やっぱり川俣町は大丈夫なんだと、ここに住んだって大丈夫なんですよということを強調しているわけですから、こういうデータがせっかくあるわけですから、これを公表して理由づけというんですか、ホールボディカウンターにしても、私は、昨日川俣のホームページ見てみたんです、しばらくぶりに。そうしたら、このデータが何にも載ってない、実際いって。こういう大丈夫だというからには、その証拠となるデータをやはりそういうものでアピールして、そして川俣町は大丈夫なんですよと。ホームページに載っていたのは、給食センターの調べたやつ、それは載っていました。ただ、それ以外のガラスバッジとかホールボディカウンターの子供達に対する検査のデータとかは載ってなかったんですね。だから、これをやはりこういうものを載せて、年間被ばく量はなんぼですよと、川俣町はこの程度ですよと、だから全然住んで支障がないんであれば支障がないですよというようなやはり公表していくということ、宣伝をしていくということ、川俣町の宣伝をしていくということ、そういうことをどんどんやっていけばいいと思うんですけども、これもデータとして載せる、載せないのには何か理由があるのかどうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

議員、ただいまご指摘のありましたように、食品内、給食の食品内放射線量の測定等につきましては、これは1食ごとに、したがって毎日給食をやっております日は公表をいたしてきたところでございます。いわゆるガラスバッジの3年間のデータでございますが、これは新聞紙上で、民報、民友を中心に発表はしたとおりでございます。しかしながら、なにせ一人ひとり測定した生のデータというのは議員もご承知のとおり、保護者を招へいいたしまして、あなたの子どもさんは1年間でこういう値ですよと、3か月でこういう値ですよということは個々の保護者には通知をしているところでありますが、なにせ個人情報でございますので、私たち教育委員会といたしましては、1年ごとの平均のデータ、それから最大値、最小値、そして、それが子ども達の健康に影響がある人数は何人であったか、そういう視点については公表をしておるところでございます。ただ、今後3年目でございますので、まもなくデータが揃いますので、それを機に3年間の詳しいデータ等を広報かわまた等で公表してまいる考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） すみません、私は個人的なものを出せということではないんです。今、教育長がおっしゃったとおり、やはり最低、最高、あとは平均値、その辺のところをある程度細かく、いくらからいくらまでは何人、いくらからいくらまでは何人とか、そういうデータでいいと思うんです。だから、それも広報かわただと1回出しちゃったら、見なかったら終わりなんですよ。ただ、町のホームページだと、載せておけばいつでも見れる状態にある。だからやっぱりホームページにも、意外と結構アクセスする人いるんですよ。だから、それをやっぱりホームページ上に載せて、広報紙だと町内の人しか分からない。これから川俣町を発展させていくためには、町外から人を呼ぶくらいのことをしないとだめ。ということになると、やっぱり町外の人たちにも知らせるということになれば、やっぱりホームページとかが一番有効なのかなと思いますので、ホームページ上には載せる考えはないですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

先ほど個人情報ということでお話ししましたが、実は議員、ただいまデータ、生データをちょっとお出しいたしますが、実は1年目は平均が1.14ミリシーベルトでございました。2年目になりまして、ぐっと下がりまして0.65ミリシーベルトで、これがほとんど90%の子ども達はその値で、我々といましては全く健康に異常がない、心配ないという評価をいたしております。しかしながら、現実にはこの0.5であっても、仮に0.1であっても安心できないというご家族は、これ川俣町にもいらっしゃいます。特にただいま初めて公表すると申し上げましたが、2年経過して一番高い値を示した子どもは3.1ミリシーベルトでございます。これは国の基準の3倍でございます。しかしながら、近畿大学といたしましては、この数字をもっても全く健康に影響はないというふうに報告しておりまして、このデータを保護者に示して事細かに説明し、医師の相談会も設けて実は保護者の理解をいただいているところでございます。したがって、この最高と最低の値をホームページでもし仮に出しますと、一般の方々が、これは基準が高いんじゃないかという非常に、これが今はインターネットの時代でございますので、私も苦い経験たくさんしております。全国から非難を受けたこともございます。川俣町教育委員会は何をやっているんだと、そういうこともございますので、もう少し、どういふ方法で発表すべきかについては工夫をしてみたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 3.1、2年目であったということなんですけど、情報というかデータというか、そういうものは情報公開ですよ、実際は。だから、結局、生のデータをやっぱり公表するっていうこと、これをやって、じゃ何がどうなっているんだと、じゃ、なんでこれが3.10を示しているんだと、そういう原因、そう

いうものを突き止めて、そこから減らしていく努力というものが生まれてくるんだと思うんですよ、私は。だから、その判断は教育長に任せますけれども、私は、実際いって生のデータを出すっていうことが、自分たちの努力にもつながっていくし、何をどうしなくちゃいけないということにつながっていくんだと思うんです。それを隠しておくとはいいいませんが、出さないということは隠しておくって言われてもしょうがないと思うんですよ。実際いって、そういうデータが上がっているわけですから。だから、それを出して、じゃ、それを低くするのはどうするんだと、努力する。その努力の姿を見る、見ている人が、やっぱり川俣町はがんばっているんだと、見せることが大事になってくるんでないかと思うんです。これは私の考えです。だから、それはそれを見て、やはり川俣町はまだ危ないぞと考える人もいるかもしれない、それは分かります。だけど、私は生のデータというのは非常に大事なものでないかなと思っています。

それで、2番目に移ります。住宅団地の造成なんですけれども、これも子育て支援に私はつながると思っています。だから、去年の9月にも同じようなことを質問しています。住宅団地、さっきも言ったように、やっぱり川俣町が総合的に考えた場合に、やはり若い人たちが、どうやってじゃ川俣町で暮らすんだといったときに、やはり土地を提供して、若い人たちが住めるような土地を提供して、それで、ここに家を建てて住んでくださいということをやっていないと、実際いって復興住宅では3LDKですよ。そこにやっぱり子どもがね、親夫婦、子ども、仮にじいちゃんまでいたら3部屋でどうやって暮らすのかと、そんな狭いところで、ということになるんでないかと思うんです。だから、私は住宅まで造って提供しなさいとは言っていないんです。なにしろ土地を造成してくださいと。最初は20戸でもいいと思うんです。10戸でもいい。ただ、それを広げていく土地を、広げることができる土地を探しておく。だから、最初10戸造って、あと、それが満杯になったと。それでも、まだ希望者がいるといった場合には、その後に20戸、30戸と増やしていく。そんなような土地の提供の仕方はないかと。だから、それをやっていたきたいということで、いつもこの住宅団地の造成についてはやっているんですけど、町長は、そんな考えはないですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

住宅団地の造成でございますけれども、先ほど答弁しましたとおり、現在は壁沢の所に計画をしていることを申し上げました。更に民間の話もいたしましたけれども、町内には空いている土地が、議員もご存じのとおり結構あります。そういったことの活用を、情報の共有をしながら早急に図っていくべきだという前の議員からのお質しがありましたが、そういったことについて今取り組んでいるんでありますが、そういったものを数も含めて、場所も含めて確認をし、そして、それを公表といたしますか、関係者の周知を知らしめて、その対応を早急に立てることで今進めているところでございます。また、住宅土地につきましても、これは具体的に申し上

げますと、避難されている方の考え方はいろいろあるんでありますが、新しく土地を求めて新しい家をドンと建てるという人から、そんなにはないんだと、ですから空いているところをなんとか探してくれという情報もございますので、そういったところについても併せてやっていくことが今回の定住の中では大事だと思っておりますので、議員お質しのようなことも当然であります。そういったことも含めながら取り組みを進めてまいる考えであります。なお、復興公営住宅も3LDKでありますけれども、今、避難されている方々、核家族化に既になっておりまして、一緒ということについては、先ほども話ありましたが、年寄りといいますか、親は戻るけれども若い人たちはまだ戻れないとか、そういう生活形態がだんだんだんだん長引くに従って明確になってきていることもございますので、そういったことも含めながら、どうしてもこちらに残る、あるいはまた向こうにも帰るけれども、当分の間はこちらに住むためにほしいというような需要についての的確に把握しながら対策を立ててまいりますので、これも、いつまでも待っていただけることではございませんので、議員お質しのようなことも含めて早急な対応を立ててまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 町長は、私も今度で何回となくこの土地のことは4回か5回やっていると思うんですけど、その中で、やはり町長がいつも口にすることは、民間による活用、民間の会社の活用というんですけど、それが、なんかもう、ずうっとやっているにしては具体的に動いているのかなと、本当に、どんな会社を声かけて、どこに、どのようにして民間活用を図るのかなという疑問が常に湧いてくるのね。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○5番（高橋道也君） だから、それもやはり今さっき言ったように、3年が過ぎているんです。もう震災から。原発事故から。今、このことをきちっとやっていかないともう手遅れになります。皆さんも自分の家は、もうそろそろ考えますよ、もう。3年もつらい暮らしをしているわけですから。家族が安心して暮らせる場所、それをなんとかしなくちゃいけない、どうにかしようというふうに考えていますよ、みんな。だから、これから造成しても間に合うかどうか分からないんですけど、ただ、川俣町がこういうことを始まりますよという宣伝をただけだって、人っていうのは、ああ、川俣町もやるのかと、じゃ、ちょっと待ってみるかという気持ちになると思うんです。だから、本当に住宅団地というのは、私は町独自でもやってもらいたいと思うんです。本当に10戸でもいいと思うんです。やっぱり姿勢を見せて、そこから発展させていく。ただで提供しろっては言いませんよ、私は。それなりの造成地、そういうものを、やはりいただいて、安く提供するというようなことを考えていただきたいと思うんですけれども、町長いかがですか、もう1回お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

震災から３年目、ここ１週間ほど本当に全国的にテレビで復興住宅も含めた復興の状況が報道されておりますけれども、今、議員お質しのようなことがなかなか進まないのが今回の東日本大震災の特徴かなと思っております。そんな意味では、川俣町は、ここは避難することはなかったわけでありますから、そういう受け皿的なところがあると私も思っておりますので、今、議員のお質しのことについては、先ほど答弁したような気持ちで取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○５番（高橋道也君） 町長、なにしろよろしくお願いします。

３番に移ります。防災行政の見直しなんですけど、１点だけ、村上議員にほとんど答えて、来年以降考えていくと、来年度以降考えていくというような答えばかりだったと思うんですけど、本当に考えてもらいたいと思うんですけど、１点だけ。実際いって、この間みたいな大雪のときは、私は職員の健康も考えちゃうんです。実際、三日三晩寝ないで２４時間勤務した人もあると思うんですよ。そういう人たちが、やっぱり健康的に害するようなことになっては大変だなと。だから、その辺もやっぱり町のそういう災害、大雪とかゲリラ豪雨とか台風とか、そういうときには今天気予報も結構発展していますし、町で民間の天気予報会社と契約して、今度は危ないぞとか、そういうものを契約したって構わないと思うんですけど、そういうものでやっぱり予想がついたときは、もう人員配置、体制、そういうものができるような、やっぱり職員の健康も考えてできるような町の防災体制っていうものを考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

今回、雪の災害で確かに建設課の職員は三日三晩寝ないで作業しておりました。総務課の職員等も課長も１５日は泊まってあたったわけでありますが、職員の健康等も今後は考慮しながら、早めに分かった時点で職員の割り振り等を考えていきたいと思います。

○５番（高橋道也君） 終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で、５番議員 高橋道也君の一般質問を終わります。

次に、６番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○６番（菅野清一君） ６番 菅野清一であります。私は、本定例会に臨み、大きく４件、細部９件について当局の姿勢を質すものであります。

あの大地震による電源喪失、そして原子炉建屋の破壊による原発事故から明日で３年目を迎える。事故現場の状況は、収束どころか、とどまるところを知らない汚染水問題に見られるように、問題は深刻化の一途をたどっているであります。汚染水対策にしても、遂にあのタンクに溜まったものを海へ放出するという方針を打ち出しました。４０万トン近い高濃度汚染水のタンクはおろか、地下トレンチに溜まった汚染水は１万５，０００トンを超す状況にあり、観測井戸でも、その濃度も

23億5,000万ベクレルという天文学的な数字であります。海側にある観測井戸の数値は軒並み高く、観測井戸を観測する観測井戸を掘っているという、正に手を付けられない状況にあるのがプラントの現状であります。特に1号機から3号機の周辺では、空間線量は2年前の4倍から5倍にはね上がり、その原因も分からず公表できない状況にあります。現在は、4号機の使用済燃料集合体418本を裏側の共用プールに移送したに過ぎません。メルトダウンした1号機から3号機のある1,573本の使用済燃料棒もプールに残ったままで、取り出すどころか、その建屋周辺はいまだに1万ミリシーベルト近い高濃度線量のため近づけない現状であり、溶け落ちた燃料集合体がどこにあるのか、また、1時間当たり4トン以上の冷却水の注水も、その大半がどこに流れ出しているのかも分からないのが現場の状況であり、いまだに1時間当たり1,000万から1,100万ベクレルという放射性物質を出し続けているのが第一原発の現状であります。しかも、3号機は2010年10月よりプルサーマル燃料32本を使用しており、それがメルトダウンして溶け落ち、高濃度汚染の大きな原因となっております。特にプルサーマル燃料集合体は、ガラス口径化できる温度に下がるまで550年かかると言われますが、しかも、その爆発力は通常のウラン燃料の250倍、発熱量は3万3,000倍、放射線量は330倍とされています。正に手の施しようがないというプラントの現状であるにもかかわらず、一方では、損害賠償期限を6年としたり、賠償基準を加害者である国や東電が決定するなど、正に、その立場をわきまえない傍若無人ぶりを発揮しているのであります。正に慇懃無礼そのものであります。

このような現状の中、事故の風化は被災地の内側からも起こっております。あのチェルノブイリの事故より土壌線量は10倍以上もあり、ストロンチウムは広島原爆の24倍、セシウム137は広島原爆の168個分、そしてチェルノブイリの85倍というセシウム137が出たのが第一原発の事故の現状であります。しかし、その被害は極端に低く宣伝され、県民健康管理調査委員会の健康調査では、75人もの小児甲状腺がんの被害が公表されても原発事故とは考えにくいなどと言っている有様は、実にこっけいであり、県民健康管理調査委員会が健康管理の医学的能力がないことをここに認めているものであります。私は、そのような観点から、次の4件について当局の姿勢を質すものであります。

大きな1つ目として、避難区域である山木屋地区の国直轄除染事業の進捗状況、その内容を、町はどの程度把握しているのか。

1つは、26年度の計画と、その予算であります。25年度は面積130ヘクタール、総事業費187億円でありましたが、26年度はどのような状況になっているのか。

そして、2つ目として、除染終了時期と区画整理、用水路整備の完成時期はいつごろと見ているのか。

大きな2番として、避難者の生活再建を具体的にどのように図っていくのかです。長期化する避難者に対し、雇用対策など、町は具体的な対策を考えているのか。

2つ目として、完全賠償に向けて町は文科省の紛争審査会への具体的な提言を、これまでしたことがあるのか。

3つ目として、様々な弁護団が入っておりますが、法的対策の町としての支援は考えているのか。

大きな3つ目として、甲状腺がんなどの健康被害を町はどのように見ているのか。

その1つとして、甲状腺がんが75人と、そして、その中から川俣は2人が発表されています。この状況を、町は具体的にどのように見ているのか。

その2つ目として、一昨年テレビ、新聞等で報道されましたように、セイタカアワダチソウやアブラムシの1割に生態系異常が見られるなどの生態系の調査は、どのようなになっているのか。

大きな4つ目として、被災11町村で廃炉安全監視協議会というのが川俣町は入っておりますけど、町としての位置づけはどのようなになっているのか。

その1つとして、汚染水対策などの具体的な現場の報告は、どのように報告されているのか。

2つ目として、東電からの報告や発表に信頼性があると思っているのか。

以上、4件について当局の姿勢を質すものであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員のご質問に答弁いたします。

1点目「国直轄除染事業の進捗状況は」の(1)、「26年度の計画と予算は」についてのご質問でございますが、平成26年度の計画につきましては、環境省において、平成25年12月に除染計画の見直しを行い、計画変更後は、平成24年度から継続している山木屋地区の11行政区の住居、事業所、公共施設、建物等の近隣の森林に係る除染に加え、1区、甲2区、3区及び乙8区の農地除染について平成26年度の完了を目途に実施することとなっております。その他につきましては、環境省において平成25年度事業として、乙2区、4区、5区、6区、7区、甲8区及び9区の農地除染のほか、国道、県道、町道等の道路除染を平成26年4月から実施する予定であります。また、予算につきましては、平成24年度事業としては約200億円、平成25年度事業としては約219億円と聞いております。

次に、(2)、「終了予定時期と区画整理の完成時期は」についてのご質問でございますが、除染の終了予定時期につきましては、先に申し上げたとおり、住居、事業所、公共施設の建物及び建物等の近隣の森林につきましては、平成26年度内の完了を、また、その他の農用地、道路等については、平成27年度内の完了を目途に実施することとなっております。次に、区画整理につきましては、現在、東日本大震災復興推進調整費を活用し、農地の除染と区画整理の一体的実施に取り組むため、震災以前の施設の状況や農業の経営内容等について各行政区単位で事業説明や聞き取り調査を実施し、山木屋地区の農地整備計画を策定しているところであります。当該計画は、帰還に向け農業の復興、再生を目的として、生産基盤施設の整備に加え、営農における経営規模の拡大や高収益作物の導入、地域複合農業経営の推進等

について総合的に検討したものであり、当該計画に基づき、これまで国へ強く要望してまいりました。農地の除染と区画整理の一体的実施の事業認定を受け、山木屋地区の用排水路及び暗渠排水等の農業施設基盤整備を行うこととなります。県事業を導入し、平成25年度から詳細設計などの取り組みを進め、農地の除染実施計画を踏まえながら、平成27年度に完了を図る考えであります。

次に、2点目、「避難者の生活再建をどう図るのか」の(1)、「長期化する避難に対し、雇用対策などの支援策はあるのか」についてのご質問でございますが、町では、県の緊急雇用創出事業を活用し、山木屋地区のパトロール隊を編成するなど雇用の確保に努めているほか、ふくしま就職応援センターやふるさと復興就職支援センターをはじめ、当町を含む被災市町村等で構成する福島広域雇用促進支援協議会が実施する就職、生活相談、職業訓練、研修など、避難されている方に対し就職促進に向けた様々な情報提供を行っております。町といたしましては、引き続き関係機関と緊密な連携を図りながら、就労に向けた情報提供を行うとともに、積極的に企業誘致の取り組みを進め、避難者の就労支援、雇用確保に努めてまいる考えであります。

次に、(2)、「完全賠償に向けて紛争審査会への提言はしているのか」についてのご質問でございますが、町では、昨年9月に福島市で行われた第32回原子力損害賠償紛争審査会において、町の実情を訴え賠償の完全実施を求めてきたほか、7月には県内自治体等で構成する福島県原子力損害対策協議会において、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望などを文部科学大臣、経済産業大臣、復興大臣及び原子力損害賠償紛争審査会会長に行ってまいりました。また、9月には、復興大臣に対し、精神的損害賠償の避難解除後の継続や消滅時効に関する法整備を、また10月には、経済産業大臣に対し、被災者側に立った十分な賠償の実施を求めたところであります。更に11月には、再度福島県原子力損害対策協議会において、文部科学大臣、経済産業大臣、復興大臣及び原子力損害賠償紛争審査会会長に対して、指針の追加見直しや損害に対する十分な賠償期間の確保等を求めたほか、今年2月には経済産業大臣及び東京電力株式会社の廣瀬社長に対し、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望を実施してまいりました。引き続き、県や関係市町村とも連携しながら、完全賠償に向け取り組んでまいる考えであります。

次に、(3)、「法的対策への支援はしているのか」についてのご質問でございますが、今年度から福島県弁護士協会のご協力をいただきながら、弁護士による賠償に関する相談会を実施しており、先月末までに4回開催したところであります。相談時間は1人当たり約1時間を確保しており、その内容については、精神的賠償にすることが3件、不動産などの財物や家財の賠償にすることが9件、自主的避難の賠償にすることが5件、就労賠償にすることが3件、自家野菜にすることが2件などでありました。これらの相談に対し、弁護士は、請求内容の明確化や証拠の考え方、ADRへの申し立てに関することなどの確かな助言を行っており、町では引き続き弁護士による相談事業を実施し、被災者の円滑な賠償請求に向け、取り

組んでまいる考えであります。

次に、３点目、「小児甲状腺ガンなどの健康被害をどう見ているのか」の(1)、「甲状腺ガンの増加をどう見ているのか」のご質問にお答えいたします。小児甲状腺ガンにつきましては、体内に取り込まれた放射性ヨウ素による放射線量が多くなれば、その量に比例して、甲状腺ガンの発症の懸念も高まることが分かっております。福島県立医大放射線医学県民健康管理センターの説明によれば、原発事故による被ばくについては、チェルノブイリと比較して放射性ヨウ素による被ばくは少ないと想定されており、結果として甲状腺ガンが増加するとは考えにくいとしております。県民健康管理調査における甲状腺検査において、のう胞、結節及びガンの発見の増加が認められておりますが、国連科学委員会による福島報告書によれば、その要因は高い検出効果によるものと考えられております。先月開催された第１４回福島県県民健康管理調査検討委員会において、近隣市町村における甲状腺ガンの悪性ないし悪性の疑いと診断された子どもは、平成２３年度が１５例、平成２４年度が５０例、平成２５年度が１０例の合計７５例との結果が報告され、これに対し委員会の座長は、「現状で多いか少ないかは断定できない」としてしております。現在、低線量の放射線被ばくによる健康影響については、医学的な証明が困難な状況にあり結論が出ておりません。県及び県立医科大学では、平成２６年度以降も甲状腺検査の本格検査を２０歳までは２年ごとに、それ以降は５年ごとに検査を行い、生涯にわたって県民の健康を見守り続けていくこととしております。町といたしましては、子ども達に将来、甲状腺ガンが増加するのではないかという不安は当然あるものと認識しており、県民健康管理調査における甲状腺検査を通じて現時点における甲状腺の状態を把握するとともに、今後の甲状腺における変化の有無について長期にわたり観察を続けていく必要があると考えております。一人でも多くの方に甲状腺検査を受けていただくよう、４月から実施される本格検査に際しましては、県立医大から個人へ送付される検査実施通知と合わせて町の広報等を活用し、より広く受診を勧奨してまいりたいと考えております。

次に、(2)、「生態系異常の調査はしているのか」のご質問でございますが、先の９月定例議会においてもご質問いただき答弁したところでございますが、北海道大学の秋元信一教授から本年１月に論文を発表したとのご連絡をいただきました。論文の趣旨といたしましては、「福島県川俣町の計画的避難区域において平成２４年６月上旬に採集したアブラムシの一種であるワタムシについては、形態異常及び死亡率は他地域と比較して有意に高い、しかも程度の高い形態異常が福島集団で見られる、平成２５年に実施した同じ場所での調査においては、ワタムシの健全個体の割合が増加し、既に福島の集団は回復の過程にある」とのことでございます。また、秋元教授からは、「ワタムシは１年に７～１０世代を経過するため、１年が経過する間に放射線汚染の程度が多少減少したことに加え、放射線に耐性を持つ個体が増えた可能性もあると考えている。この研究では１齢幼虫に注目しているので、成虫では検出されにくい異常も検出できたと考えている」との発言もいただいております。

す。町といたしましては、今後とも、正確な情報把握のため、先生からのご指導、ご助言をいただいてまいりたいと考えております。

次に４点目、「廃炉安全監視協議会の町としての位置づけは」の(1)、「汚染水漏えいなど、現場の報告はきちんとされているのか。」についてのご質問でございますが、はじめに福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会につきましては、福島県における新たな安全監視組織として平成２４年１２月に設置されたものであり、中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取り組み状況について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、専門家と県、本町を含む被災１２市町村及びいわき市で構成されております。当協議会では、廃炉作業従事者の被ばく管理や安全衛生に関する事項などを協議する労働者安全衛生対策部会、また、発電所周辺のモニタリングに関する評価などを協議する環境モニタリング評価部会を設置しているほか、会員による現地調査を行い、福島第一原発１号機から４号機の廃止措置に向けた取り組みを始め、発電所の安全確保に向けた取り組みなどを協議しております。現場の状況につきましては、適宜、国及び東京電力から報告がございますが、町といたしましては、今年度においても協議会を通じ現地調査を９回実施するなど、現場の情報を得る場として協議会を認識しており、引き続き協議会や関係市町村との情報共有を図りながら、一層の現場状況の把握、監視の強化に努めてまいる考えであります。

次に、(2)、「東電からの報告や発表に信頼性はあるのか」についてのご質問でございますが、町では、福島県廃炉安全監視協議会に参加しており、協議会の開催や現地調査を通じて東京電力から報告、説明を受けております。議員お質しの信頼性につきましては、あるものと理解をしておりますが、更に現場の状況把握に努めるとともに、注視していく必要があると考えております。今般、当協議会から、東京電力と原子力発電所周辺９市町村における安全確保協定の締結についての提案を受けております。これは、原発事故によって、当町を含む周辺９市町村においても多大な被害を被っていること、また、地域防災計画における防災対策の重点地域として原発立地４町に加え周辺９市町村も含まれることなどから、立地４町とは別に新たな協定を締結するものであります。町といたしましては、関係９市町村と連携し、協定締結に向けた取り組みを進め、東京電力の安全確保に向けた取り組みをしっかりと監視してまいる考えでありますことを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○６番（菅野清一君） ２４年度の２０６億円、２５年度が２１９億円ということなんですが、これ２６年度の分は契約終わったと思うんですけど、今度５社ですよ、３社から。これは連絡来ているんですか。それとも今回の分が２１９億円ということなんです。誰か分かる人いますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今回契約になったものが２５年度事業としての２１９億円となるものであります。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） そうすると、いいですか、とりあえず農地分が両方合わせればですね、水田が確か236ヘクタール、畑が414、牧草地が288ヘクタールですから、938ヘクタールになりますよね。これと住宅周辺、周りの山林20メートルの分合わせた金額ということで間違いないですか。総額これ425億円ですよ。大体、葛尾村が470世帯で497億円ですから、大体数字的には似たような戸数が340戸ですから、確実に1戸当たり1億1,000万円以上になっているというのが現状ですけど、とりあえず、これで終わりってということなんですか。

あと、もう1つ立ったり座ったりするのがあれなんで聞いておきますけど、この用水路整備とかなんとかは、これは全く別のことだと思うので、そっちの金額はいくらぐらいで想定していますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

まず、除染のほうでございますが、24年度事業としては206億と25年度の事業としての219億で山木屋の除染は終了というような形になろうかと思えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にあります用排水路の整備に関します総事業費でございますけれども、今年度の部分に関して県で予算化をしておりますのは5億と伺っておりますけれども、総事業費は現在詳細設計後において確定するものであり、総事業費には今のところまだ発表されていませんので、今年度の平成26年度にやります事業といたしましては、詳細設計と一部工事を含めまして5億ということで伺っておりますので、それよりの総事業費はまだ確定しておりませんということで、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） じゃ、とりあえず農地の938ヘクタール分と、あと草地については希望する、希望しないとかいろいろあるようですが、周辺部の20メートル、とりあえず総額で425億ということで間違いないということですね。

あとこれ、かねてから自治会としては、田んぼ、畑と家の周辺20メートルだけで暮らすわけにはいけないので、山林の除染もやれと、これ当初から復興庁、参事官、審議官にも要望していたはずなんですけど、ここでたまたま、これ2月26日の福島民報に、川俣町長古川道郎氏というから、あなたでしょけど、これ山林の除染の方針を示せと、ここで大きく載っているんですけど。つまり山林除染もこれからやるようにということで、これ要望したということなんですか。というのは、今あちこちで避難解除の状況が続いておりますよね。そうすると、少なくとも26年、27年にできるとは思っていないんですが、いずれにしろ、その農地除染と周辺除染が終われば解除という方向になるのかどうかということで、結構皆さん不安を持っているわけですよ。避難解除ということは単に帰っていいということじゃな

くて、賠償金打ち切りということの前提がつくわけですよ。だから私は聞いているんですけど、この山林除染の方針を示せということは、これは、ただ示せと言っただけなのか、これを示さない限り一切のこれらに応じないということなのか、それだけ確認しておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 山林除染終わらないうちに避難解除をしないという意味ではございません。現在、山林除染についての方針すら、方法も出されていないということは、それぞれ山木屋に限らず、避難に向けた取り組みの中、除染の中では一番大きな課題になっております。そんな意味では、もう3年目になっている状況を鑑みれば、早く早く山の除染についての方針を示さないと、山の近くで生活する人、また山を利用して生活を立ててきたことも含めまして大事なことだと思っておりますので、そういった意味で私は、この山林の除染について早くその方針を示せと、そういうような意味で取材に応じて話した経緯がございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） そうすると、425億円のお金を投資して、農地と住宅周りをやるということなんですけど、町長、あの山木屋地区の水田、畑、23年の8月28日に発表した文部科学省が6月から7月にかけてやった土壌調査の線量マップの主だったところのベクレル数、町長はご存じですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 記憶で申し上げますと、高いところで、私の認識では8万ベクレルくらいですね、田んぼ。あとは2,000ベクレルくらい、山木屋のところでの報告を受けたと認識をしております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） あのね、町長、そんな生やさしい数字じゃないんですよ。いいですか。水境地区、乙8区の、あそこで、これ文部科学省が出した数字ですよ。私が出した数字じゃなくて、134、137合わせて地下5センチで1平米当たり165万ベクレルです。高太石地区で120万ベクレルです。私のところは比較的低いって言われたんですけど、44万4,000ベクレルです。平均38万ベクレル超えています。キログラム換算で、水境が2万7,500、低いところでもほとんど7,000、私たちのところで7,200ベクレルです、1キログラム当たり。5,000ベクレル超えたら耕作不能です。ほとんどが5,000ベクレルを超えています。1平米当たりもほとんど50万ベクレルに近い。50万ベクレルというのはどういう数字か町長ご存じですか。チェルノブイリでは55万5,000ベクレルが限界管理区域で立ち入り禁止なんです。そこに今、川俣町は通行許可証を出しているんだから、すごい町だなと私は思っているんですけど。基本的に50万ベクレルくらいが平均なんです。福島市内でも4か所ぐらいありますよ、50万ベクレル超えているところ。大熊町は3,047万ベクレルですから、合わせて。13

7だけで1,527万ベクレルぐらいあったと思います。だから、チェルノブイリの27倍なんです。まず、基本的な認識として、チェルノブイリと福島原発の違いって分かりますか。どちらが被害大きかったですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

チェルノブイリはふたごと爆発したということがございます。また、福島の方は、ヨウ素も含めた弁を開いて出したということでの被害が拡大したということがございます。また、今、議員お質しの165万ベクレルということは、私としては当時は把握しておりませんでした。当時は、川俣も含めた福島県の農地の土壌調査を県はいたしました。5,000ベクレルを超えるところは作らない、その未満は作っていいというような判断だったんですね。そんなことでやった、これは何十か所でありません。評点でありますから、小島も含め、鶴沢も含め、山木屋も水境のほうから含めてやった数字で、そのようなことで私は聞いていたということでありましたので、そういう大きな数字のことについては把握しておりませんでした。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これ根本が違うと、とんでもない方向にいきますからね。あと、担当課長、町長に見せてください。川俣町38か所調査しました。これ文部科学省が土壌検査やったんですよ、6月から7月にかけて。その数字で見れば、小綱木あたりも30万ベクレルを超している、飯坂も何か所もあります。当然、月10万どころか賠償金請求してもいいだけの放射性物質の量になっているんです。町長、ふたが開いたとか空かないなんていうレベルじゃないんですよ。チェルノブイリは、出来て2年目の4号機ですよ。黒鉛減速型の鉛で出来た原発です。100万キロワット1基ですよ。福島原発は3基いったんですよ。78万キロ2つと46万キロワット。しかも40年前のマークワンという古い型ですよ。しかも3号機にはプルサーマル燃料が入っているんですよ。桁が違うんですよ、チェルノブイリとは、まず、根本的にそこは認識を改めてください。チェルノブイリと違うのは、チェルノブイリは広範囲に降ったんですよ。ところが福島原発の場合は、範囲は限定されましたけど、プルウム数は圧倒的に多いんですよ。だから、ヨウ素だって1時間当たり18兆ベクレル、セシウムに換算したって90万テラベクレルっていう数字ですよ。桁が最初から違うんです、チェルノブイリとは。本質の原発の仕組みも違うし、まして3号機はプルサーマルですから。プルサーマル燃料って、どういうものか分かりますよね。町長、燃料棒って簡単に言いますけど、福島原発は9級のB型を使っていますから、9×9で81本で長さ4メートル50、束で14センチ、重さ280キロあるんです。これが13か月1ぺんずつ燃料棒って交換するんですよ。だから、未使用の燃料棒は問題ないですけど、1回核分裂して13か月使ったやつは、0から見ると1億倍の濃度になるんですよ。それが今、4号機のプールに1,500本、未使用204本ありますから1,200本、1号機から3号

機には、いまだ手つかずのが1,537本あるということです。第一原発だけで1万4,750本あるんですよ。第一原発だけで、第二原発で1万1,000本あるんですよ。だから、とんでもない数字なんですよ。ふたが飛んだとか、そんなレベルの話じゃないんですよ。だから、基本的に、そんなもの、そんな簡単に除染してなくなるわけじゃないんです。でも、国がやるって言っているんだから、これは当然やってもらわなきゃだと思えますよ。そういう意味で、165万ベクレルの数字のものが、表土剥ぎしただけで、そんなに急に落ちたりしませんよ。それでも、やるって言っているんだから、それはやってもらわないと、加害者責任で。現に数字の認識から、まず根本的に間違っていますよ、現実には。改めてお聞きしますが、そんなに時間もありませんから。農地除染についてですけど、区画整理とかって言っているんですけど、今は現実には約3分の1ぐらいが水田に5段積みにして置いてありますよね。あれ3年、2年で運ぶと思いませんか、冷静に。思うか、思わないか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置き場の関係でございすけれども、先ほど、この前ですね。県のほうの中間貯蔵施設の担当者も来町して、今の状況などを報告してまいりましたが、今現在、中間貯蔵施設につきましては、川俣町のものについては大熊町のほうに搬入すると、搬出するということになっております。そういう意味で、今の経過などについて情報提供してまいりましたけれども、今現在、いろいろと粛々と地域の方と相談をして、いろいろと設置に向けた取り組みを行っているというような報告も受けたところであります。そういう意味では、今工程表が示されておりますけれども、27年の1月から搬入するということになっておりますが、計画上は27年1月でありますけれども、今の状況を見ますと、黙って半年は遅れているというような状況という認識をしております。ただ、国としては27年の1月という1つの目標に向かって今現在も実施をしているというような報告も受けておりますので、そのように推移をしておくものという認識をしております。また、いろいろと報告等もあると思いますが、しっかりと受けて、また町のほうからも提言を申し上げながら、中間貯蔵施設の設置に向けた取り組みについて、いろいろと町のほうでも動いていきたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 確かに国は今、楢葉町は抜けましたので、楢葉町は10万ベクレル以下の分だけは受けると、あとは双葉と大熊だけでやるということで、面積約19平方キロ、許容量が約28トンから29万トンとされています。ところが仮にですよ、今、工事始まったって5年かかると言われています。じゃ、運ぶ道路ありません。仮に114号線突破したとしても運べないそうです、物理学的に。震災がれきが約2,000万トンだそうですよ。今、阿武隈川沿いだけの汚泥処理だけだって、とんでもない数なわけですよ。ということは、今やっている除染作業、農地の除染、汚染物をあぁやって田んぼに5段積み、4段積みしておいた袋が、私、

あと5年、10年もつとは思えないんで、その辺は、きちんと環境省とやっていかないと、今、単純に10アール18万ぐらいで貸したはいいけど、あと取り返しつかないことになるおそれがあるってことが今、危惧されるわけですよ。誰がどう考えたって中間貯蔵施設なんか出来るわけないでしょうが。最終処分場ないんですから。だから、やっぱりこれはきちんと被害を受けた自治体の首長として、きちんとこれはやっぱり言うておかないと、いつまでも置くことになって、町で責任取れないわけですよ、これ環境省がやっているわけじゃないですから。だから、契約するときも、きちんと町が間に入らないとだめですよ。でも、国がやってることだからってそのままにしておいたわけですね。そうすると、いつ運ぶかも分からない、いつ出来るかも分からない、用地買収も決まらない中間貯蔵施設に、あの山木屋地区の要するに土壤汚染物が持っていくとは思えないわけだし、あと一方で、これ帰還の話があるわけですね。川内村は今年の8月ですべて賠償金終わりました。今1,400人戻っているっていいですけど、実際戻っているのは400人ぐらいだそうです。あとは仮設から通っています。つい先日、田村市の都路で4月1日から解除になるという方針が決まりました。アンケートの中身では、帰ると言っているのは4割で、帰らないと言っているのは6割だそうです。4月1日以降、1年間で賠償金は打ち切られます。だから私は言っているんですけど、紛争審査会の能美会長のところで言ったのかどうか分からないんですけど、現実には6年で切るなんていうことはあり得ないんですよ。今の現場のプラントの状況を聞いても分かるでしょう。つい先週行った人の話を聞いたら、1時間当たりバスの中で1,800マイクロシーベルトです。我々、一昨年の3月27日に行ったとき、バスの中で370です。今4倍から5倍、場所によっては8倍ぐらいに上がっています、線量は。当たり前ですよ。東電の言い分は、汚染水を動かしたからだ。そんなことはありません。汚染水は、もともと30億ベクレルあったんですから。今23億5,000万ベクレルだって、別に驚く内容じゃありませんから。だから現実には、もう汚染水も完全に破たん、廃炉とかっていってますけど、廃炉なんかできませんから、マークワンは。日本の原発っていうのは廃炉すること前提に造ってないんですよ。1基当たり270トン出るんですよ、汚染物だけで。どうやってやるんですか。しかも、3号機はプルサーマルですよ。2号機はサブレストチェンマに穴が空いているんですよ。あんなの5年、10年で近づくことなんてできるわけじゃないじゃないですか。もう100年も200年も、ああやってつき合っていくしかないっていうのが今の現状なんです。これはプラントの状況を知っている人なら、誰でも言いますよ。だって東電の幹部なんか中に入ったこと、オペレーションルームさえ入ったことないんですから、現実には。あり得ないですよ、そんなこと。だから、そういう意味で基本的に、例えば賠償打ち切りの問題もそうですし、やっぱりきちんと、文部科学省に作れっていうのも問題はあるんですけどね、文部科学省っていうのは原発を推進する組織ですから。そこに紛争審査会を作るっていうのも問題だと思うんですが、その辺はやっぱりきちんと機会をとらえて言うていただきたいと思います。やります

か。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

先ほど答弁申し上げましたように、ADRも含めた国の要望については、強く、強く、現地の立場に立った考えで申し述べていく考えであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だから、今、災害公営住宅なんて寝言みたいな話しをしている場合じゃないんですよ。既に避難して3年目、山木屋地区350戸、約580世帯くらいに核分裂したように広がってはいますけど、既に山木屋地区だって30戸、40戸は土地を求めて今、家を建てている人もいっぱいいます。家買った人もいます。川俣は3軒だけです。4軒かな。10分の1です。ほかは、全部ほかに行っています、今。この状況を考えたときに、町長、責任あるんですよ。原子力災害対策特別措置法の第15条の2項で、避難させたのは町長なんですからね。避難しろっては菅総理が言ったかもしれない。原子力本部長っていうのは総理大臣しかありませんから。だけど、自治体の責任者はあなたなんですから。だから少なくとも、その人たちがきちんと透明性を保ちながら、帰れるまでの間は集落移転するなり住宅団地を確保するなりしなきゃならないのはあなたの任務であり仕事なんです。よく分かってないようだから私聞くんだけど、だからああいう、去年でたらめなアンケートを取りましたよね。あの人だましのよう。あのとき、どこに書いてありましたか、災害公営住宅造ってくれとか、災害公営住宅法で家賃とるなんて書いてありましたか。その中でも194戸が一戸建て欲しいと。町に造ってくれなんて、誰も頼んではいないじゃないですか。そうしたら、少なくともたってそれなりの土地を確保して、町内から出ないように、しかも今までのコミュニティがきちんと保てるようにやるのが町の仕事であり、地方自治法第1条でいう住民の福祉の増進を図ることが主たる目的って書いてあるじゃないですか、ちゃんと。そのために、ちゃんと地方自治体は自主立法権、自主行政権、自主財政権という3つの権利を持たされているわけですから。それを分らないんだったら町長の資格、私はないと思いますよ。だって現実に、いいですか、避難させられてですよ、地域がバラバラになり、家族もバラバラにされてですよ、やむなく自分の住んでいたところの3分の1ぐらいの小さな家を買って今住んでいるんですよ、住宅ローンをまだ残しながら。こんなのまともな政治の結果だとは私思えませんよ。もちろん我々のところだけじゃないですけど。だから健康被害に対する認識があまりにもなさ過ぎます。だから、先ほど住宅団地がどうのこうのって言ってますけど、それはきちんと場所を確保して交渉ができてから言ってください。だめですよ、そんなでたらめじゃ。

あと、聞いておきますけど、健康被害の問題ですけど、ガラスバッジうんぬんで高いところは3.1、1以下なんで問題ないということだったんですけど、今ガラスバッジは、今どういう状況で今子ども達が付けていますか。子ども達のどこに付けていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

ガラスバッジにつきましては、平成23年6月から町内の幼稚園児、小中学校並びに教職員に装着してございますが、基本的には専用の袋に入れまして首から下げて、学校生活はもちろんのこと、日常生活でも付けていただくようお願いをしております。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） ガラスバッジは、どこのメーカーですか。おおむね2つですよ。千代田テクノルと、もう1社ありますよね、どっち使っているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご答弁申し上げます。

いわゆるガラスバッジによる線量計の測定については、ほとんど国内では2社と聞いておりますが、1つには株式会社千代田テクノル、もう1社が長瀬ランダウアと聞いてございますが、川俣町は近大のご支援をいただいておりますが、株式会社千代田テクノルのガラスバッジを装着しております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 千代田テクノルは、コントロールバッジをどこに置いていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご答弁を申し上げます。

コントロールバッジ、いわゆる背景放射線量と申しますが、自然放射線による外部の被ばく線量を測定する機械だと認識してございますが、基本的には川俣町におきましては、千代田テクノルに当初から確認をいたしましたが、川俣町での自然放射線量が事故前は測ってございませんで、現在、千代田テクノルでは県内の市町村でガラスバッジを測定してございますが、いずれの自治体におきましても私が聞いておりますのは、事故前の自然放射線量が不明であることから、株式会社千代田テクノルの測定センターのある茨城県大洗町での原発事故前のコントロールバッジ、いわゆる実測値、月45マイクロシーベルトを採用し、ガラスバッジの測定値から差し引いた数値としてございます。いわゆる、追加被ばく線量の数値として報告をいただいております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今言ったとおり、長瀬ランダウアと千代田テクノルあるんですけど、長瀬ランダウアでは各町村の隔離した部屋に置いてあったりするから、結構誤差が多いんですよ。比較的千代田テクノルは自社ビルの中に、自社で管理しているところで、しかも爆発前の数値がきちっとしているということだから、ほぼ間違いないと思うんですけど、子ども達とか幼稚園によっては、首から外してひもでかけていたりしていたのでコントロールバッジみたいなものですから、意味ないわけですよ。その辺はやっぱきちんとしていただきたいというふうに思っています。

あと、もう1つ、悪名高い福島県の健康管理検討調査委員会、ここは今、全国的にも最悪の組織と言われています。もう悪の集団とまでいう人もいますけれどね。去年、山下が代わって今度星総合病院の院長が代わったんですが、現実には、じゃ今その甲状腺ガンの検査何項目やって、基本調査と詳細調査について、どういうふうに行っているか分かりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまの放射線の調査の項目数については、まだ把握しておりませんので、問い合わせからお答えしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） それは、2月8日に県の検討委員会が75人の甲状腺ガンを発表しましたよね。疑いと、その認定と違ってただ指示する前か指示した後かの違いだけなんですけど、基本的に、あのデータを見るとよく分かるんですけど、要するに浜通りからプルーした、要するに風に乗って4号線をずうっと下りましたよね。あの逆L字の。あの方向に全部甲状腺ガンの患者出ているんですよ。ただ、浜通りは早く避難したために少ないんですよ、1人とか2人しかいないですよ。田村市が2人、川俣2人、あと福島が13人、二本松8人、本宮6人、郡山市18人ですよ、今わかるだけで。全部そういう状況になっているんですよ。だから、やっぱり行政はもっときちんと、そのチェルノブイリの10分の1だとか、そんな眠たいこと言っていないで、現実をきちんと見て、やっぱり調査してもらわないとだめですよ、これ。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○6番（菅野清一君） 県の検討委員会は、考えにくいって、あの人たちは考えにくいですよ、認めない立場ですから。町長、ご存じですか、福島県と県立医科大学とIAEAが協定書結んだの。その内容をご存じですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまの医科大学とIAEAの協定では、詳しくは把握してございませんが、福島県と国際原子力機関の協力に関する覚書ということで、健康に関する支援をするということまでは把握してございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 町長、よく覚えておいてください。一昨年の12月15日、IAEAが乗り込んできました、郡山に。廃炉の協定だなんだって言いながら。中身は甲状腺ガンを出さないために来たわけですよ。あれを見ると、はっきり書いているの。お互い知り得た知的財産については、一方が秘密にする場合は秘密にすることと、ちゃんと書いてあるじゃないですか。去年、石川県も同じことを結びました。正に卑劣なやり方なんです、このIAEAっていうのは。文部省は文部省だけでやっている分には子どもを守る立場だったんだけど、科学技術者と一緒になった時点で原発を推進する力になるんですよ。これが今の結果を生んでいるんですよ、現実には。しかも、その75人というのは、いいですか、37万人調査予定のう

ちの23万人ですよ、そのうちの2次検査の4分の1です、出したのは。実際は、その4倍だと言われているんです。300人以上の甲状腺ガン患者が出ているって言われているんですよ。しかも、ベラルーシの調査報告書を見たら、そのうちの16%は正に肺まで転移したと、10年かけて計算したら。そんな単純なものじゃないんですよ。もう1回改めてやっぱり健康被害については考えてもらわないと困りますよ。現実には山木屋地区の空間線量だって、今は0.6とか0.7とか下がったような気がしていますが、現実には1年間の積算量で44.4ミリシーベルト、水境、低いと言われる私らの所だって10.1ミリシーベルトですよ。チェルノブイリなら確実に立ち入り禁止どころか強制避難の地区です。そこに帰るなんていう、強制的に帰らせるなんていう国の政策が、まともなノーマルな神経を持っている人の政策じゃないですよ。いずれの政権にしたって。だから、きちんとやっぱり法律を守る努力を、まず国にさせてくださいよ。確実に原子炉等規制法、原子炉基本法第20条、放射性同位元素等に関する第19条の中には、1ミリシーベルトとちゃんと書いてあるんですから。そこがきちんと守られないところに問題があるんですよ。司法、立法、行政の中で。特に町長は法学部出身なんですから、そこはきちんと、悪いことは国にちゃんと言ってもらわないと、ちゃんと。法律を守れと、おまえら、ふざけたことを言ってるなど。これは明らかに20ミリなんていうことはあり得ないですよ。法律は1ミリなんです。町長、最後その辺、きちんと国のほうにちゃんと言ってもらえるかどうか。確認してください。国だって、ちゃんとコンプライアンスは守る責任があるんですから。よく読んでください、原子炉等規制法も原子力基本法第20条も、放射性同位元素に関する19条の中の文部科学大臣が定めなければならない数値は、その14条で1ミリシーベルトときちゃんと書いてあるんです。除染目標だなんて、そんな悠長な話でないんですよ。分かりましたか、町長、きちんとってくださいよ、町長。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

町のほうの方針といたしましても、私のほうでは1ミリシーベルトについてですね、除染のほうの目標として強く強く今言っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過です。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で、6番議員 菅野清一議員の一般質問は終了いたしました。



◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日11日火曜日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。（午後4時26分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 高橋 真一郎

同 署名議員 鳴原 利光